

関原発第2号
2021年4月1日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり高浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、
昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、
昭和49年10月30日付 49原第 9439号、
昭和50年11月26日付 50原第 9544号、
昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、
昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、
昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、
昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、
平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、
平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、
平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、

平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、
平成 9年 9月11日付 平成09・07・31資第15号、
平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第14号、
平成11年 9月 7日付 平成11・08・16資第 2号、
平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第10号、
平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第18号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第41号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第11号、
平成15年 5月15日付 平成15・04・22原第 6号、
平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 9号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第11号、
平成17年 1月24日付 平成16・12・09原第 5号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第22号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 3号、
平成18年11月28日付 平成18・11・02原第 2号、
平成19年 4月11日付 平成19・03・23原第 4号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第136号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第23号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第13号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 2号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第13号、
平成22年 5月31日付 平成22・05・18原第12号、
平成22年10月 7日付 平成22・09・03原第 2号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 2号、
平成25年 3月25日付 原管収第121221002号、
平成26年11月12日付 原規規発第1411121号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506128号、
平成27年10月 9日付 原規規発第1510092号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511183号、
平成28年 6月20日付 原規規発第1606204号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706265号、
平成30年 3月19日付 原規規発第1803193号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806265号、
平成31年 1月31日付 原規規発第1901311号、
令和元年 7月 1日付 原規規発第1907017号、
令和 2年 1月16日付 原規規発第2001168号、
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005262号、
令和 2年 9月24日付 原規規発第2009241号、
令和 3年 2月15日付 原規規発第2102151号及び

平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、
平成 9年11月28日付 平成09・11・10資第16号、
平成10年12月17日付 平成10・12・01資第17号、
平成12年 3月 8日付 平成12・01・31資第 1号、
平成13年 1月 5日付 平成12・08・03資第 5号、
平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第12号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第11号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 7号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第18号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第38号、
平成16年11月17日付 平成16・09・24原第25号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第 8号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第15号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第11号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第16号、
平成19年 5月25日付 平成19・05・08原第26号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第32号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第10号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第18号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第23号、
平成22年 2月19日付 平成22・02・15原第 5号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 2号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第34号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第21号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406096号、
平成27年 4月 8日付 原規規発第1504085号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509184号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511182号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032414号、
平成29年 2月 8日付 原規規発第1702087号、
平成29年 8月15日付 原規規発第1708154号、
平成30年 5月11日付 原規規発第1805112号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812176号、
令和元年 6月21日付 原規規発第19062110号、
令和元年 9月24日付 原規規発第1909247号、
令和 2年 3月30日付 原規規発第20033018号、
令和 2年 6月19日付 原規規発第2006192号、
令和 2年10月 7日付 原規規発第20100714号、
令和 3年 2月19日付 原規規発第2102193号

で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

(1) 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下の変更を保安規定に反映する。

- ・原子力安全部門と原子力技術部門を統合
- ・原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管

(2) コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更

第2条の2（関係法令および本規定の遵守）について、会議名称を変更する。

(3) 記載の適正化

第34条（計測および制御設備）、第85条（重大事故等対処設備）および第85条の2（特重施設を構成する設備）について、記載を適正化する（線種の変更）。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、30日を超えない範囲で施行する。

以 上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門CSR推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条（保安に関する組織）の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>図 3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>The diagram shows a PDCA cycle for quality management. It is divided into 'Plan (Plan)', 'Do (Implementation)', 'Check (Evaluation)', and 'Act (Improvement)'. The 'Plan' stage includes external input, internal planning, and approval. The 'Do' stage covers implementation from design to completion. The 'Check' stage involves evaluation and reporting. The 'Act' stage focuses on improvement and standardization. The diagram is organized into columns for 'External', 'Company', 'Department', and 'Site'.</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第 3 条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>図 3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>This diagram is identical in structure to the 'Before Change' version, showing the PDCA cycle for quality management across different organizational levels. The main content of the diagram is identical, but the 'Act' stage has been updated to reflect organizational changes.</p>	<p>(注 1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を、項目ごとに整理した上で PDCA に分類して示している。 業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>(注 2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括、原子力発電部門統括、原子力安全・技術、原子力安全・土木建築、原子力発電電部門統括、原子力安全部門と原子力技術部門の統合)</p> <p>(中略)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前				変更後				理由
表 3-2 (続き)				表 3-2 (続き)				
本品質 マネジメント システム 計画関連条項	項目	社内標準名		本規定関連条項	所管箇所	本規定関連条項		
		1次 文書	2次文書					
6. 1 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	運転管理	運転管理通達		第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の4、第120条の5、第134条	原子力事業本部 原子力発電部門	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の4、第120条の5、第134条		
		原子燃料管理通達						
	燃料管理	原子燃料管理通達		第94条から第99条、第134条	原子力事業本部 原子力発電部門	第94条から第99条、第134条		
		放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理通達					第100条から第104条、第134条
	放射線管理		放射線管理通達		第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条	原子力事業本部 原子力発電部門	第105条から第119条、第122条の2、第129条の2、第134条	
		施設管理	施設管理通達					第120条の2、第120条の5から第120条の5
	非常時の措置		非常時の措置通達		第18条の5、第18条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	第18条の5、第18条の6、第121条、第122条、第123条から第129条、第130条	
		その他	安全管理通達					第9条、第10条、第12条の2、第120条の6
	原子燃料サイクル通達		第94条から第99条、第100条の5	原子力事業本部 原子燃料部門	第94条から第99条、第100条の5			
	火災防護通達					第18条	原子力事業本部 原子力発電部門	第18条
	原子力技術業務要綱		原子力事業本部 原子力技術部門	原子力事業本部 原子力安全・技術部門	原子力事業本部 原子力安全・技術部門			
原子力発電の安全に係る品質保証規程								
(以下略)								

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>図 4</p> <p>【本店】</p> <p>（以下略）</p> <p>(※ 2)</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第 4 条 発電所の保安に関する組織は、図 4 のとおりとする。</p> <p>図 4</p> <p>【本店】</p> <p>（以下略）</p> <p>(※ 2)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設的设计・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時およびその他自然災害発生時等に関する業務を含む）。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等に関する業務を含む）。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(13) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第 5 条 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、本規定に定める保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画および要員の教育ならびに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。また、第 2 条の 2 第 3 項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理および第 1 項(5)から(9)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画および要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育を除く。）ならびに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設的安全評価に関する業務ならびに原子力発電施設的设计・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等に関する業務を含む）。</p> <p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設的设计・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>(10) 調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移行）</p> <p>組織改正に伴う変更（原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移行）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(15) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(16) 第1項(6)から(10)、(14)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(17) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(18) 第1項(5)から(15)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(19) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(14) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価に関する業務を行う。</p> <p>(15) 第1項(6)から(9)、(13)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に含まれる業務を含む。</p> <p>(16) 各職位は、第3条8. 2. 4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>(17) 第1項(5)から(14)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(番号の繰り上がり)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. 原子力安全部門統括を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第 6 条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内標準の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会で定めた事項</p> <p>3. <u>原子力安全・技術部門統括</u>（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。</p> <p>4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 の 2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子炉技術部門統括（原子炉技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 2 の 2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもの他、火山影響等発生時における交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、火山影響等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第 1 項(1)の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 各課（室）長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 原子炉安全・技術部門統括（原子炉安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※ 1：火山影響等発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子炉安全部門と原子炉技術部門の統合）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子炉技術部門統括（原子力技術）および原子力技術（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力技術部門統括（原子力技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの更新状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各課（室）長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの更新状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

※ 1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全部門統括は、添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第 2 項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(b) 同時被災における要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{※1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。</p> <p>なお、定める手順は、重大事故等発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるにあたっては、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4 項(1) (a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第 2 項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(b) 同時被災における要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{※1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>5. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。</p> <p>なお、定める手順は、重大事故等発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるにあたっては、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4 項(1) (a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>(6) (1)、(2)および(4)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支拂に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支拂に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p> <p>(6) (1)、(2)および(4)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第1項の方針に基づき、本店が行う支拂に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第8項の計画に基づき、本店が行う支拂に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変更後	変更前
<p>変更なし</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{※1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）ならびに技術的能力の成立性の確認訓練および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下、「APC等」という。）時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練（以下、「APC等時の成立性の確認訓練等」という。）を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、大規模損壊発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるにあたっては、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(6) (2)、(3)および(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(7) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のた</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第 18 条の 6 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する^{※1}こと。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下、「技術的能力の確認訓練」という。）ならびに技術的能力の成立性の確認訓練および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム（以下、「APC等」という。）時の操作の前提条件を満足することを確認するための訓練（以下、「APC等時の成立性の確認訓練等」という。）を年 1 回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定める手順は、大規模損壊発生時において、的確かつ状況に応じて柔軟に対処できるものとする。</p> <p>また、手順書を定めるにあたっては、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(6) (2)、(3)および(5)の対策における特重施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(7) APC等による大規模損壊発生時における特重施設を用いた原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出の抑制に関すること。</p> <p>3. 各課（室）長は、第 1 項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のた</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>めの活動を実施するとともに、第 1 項 (1) の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第 5 項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第 6 項の実施内容を踏まえ、第 5 項に定める事項について定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※ 1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>めの活動を実施するとともに、第 1 項 (1) の要員に第 2 項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課（室）長は、第 3 項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第 1 項に定める事項について定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第 5 項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第 6 項の実施内容を踏まえ、第 5 項に定める事項について定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※ 1：重大事故等対処設備または特重施設を構成する設備を設置もしくは改造する場合は、当該設備の運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合は、当該設備の使用を開始するまでに、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員、緊急安全対策要員または特重施設要員を新たに認定する場合は、第 1 3 条第 2 項および第 4 項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由								
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ディーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉炉停止装置</p> <p>(7) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第 3 4 条 次の計測および制御設備は、表 3 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装</p> <p>(2) 工学的安全施設等作動計装</p> <p>(3) 事故時監視計装</p> <p>(4) ディーゼル発電機起動計装</p> <p>(5) 中央制御室非常用循環系計装</p> <p>(6) 中央制御室外原子炉炉停止装置</p> <p>(7) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p>								
<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td>表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること	<p>表 3 4 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 項で定める計測および制御設備</td> <td>表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること	<p>※ 1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>
項 目	運転上の制限									
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること									
項 目	運転上の制限									
第 1 項で定める計測および制御設備	表 3 4 - 2 から表 3 4 - 8 に定める所要チャンネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 3.4-2 原子炉保護系計装

【凡 例】

- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10（出力領域中性子束）インターロック未滿
- (c) P-6（中間領域中性子束）インターロック以上
- (d) P-6（中間領域中性子束）インターロック未滿
- (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
- (f) P-7（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上
- (g) P-8（出力領域中性子束）インターロック以上
- (h) P-7（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上と P-8（出力領域中性子束）インターロック未滿
- (i) P-13（タービン低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
- (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

変更後

表 3.4-2 原子炉保護系計装

【凡 例】

- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10（出力領域中性子束）インターロック未滿
- (c) P-6（中間領域中性子束）インターロック以上
- (d) P-6（中間領域中性子束）インターロック未滿
- (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
- (f) P-7（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上
- (g) P-8（出力領域中性子束）インターロック以上
- (h) P-7（低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上と P-8（出力領域中性子束）インターロック未滿
- (i) P-13（タービン低出力原子炉トリップブロック）インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
- (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	設定値	所要求ヤンネル、系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}		確認事項					
		運用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
1. 原子炉保護系計装監視回路	モード 1 および 2	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの1つ以上が同時に発生している場合	計装検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。 電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	6時間	当該系統の動作履歴を確認し、当該系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	1ヶ月に1回（又は1ヶ月に1回）計装検査履歴表（系統別）	計装検査履歴表		
				4.8時間	計装検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	12時間		電機検査履歴を確認し、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	定期事業者計装検査履歴表 検査時
				モード 3(α)、4(β)および5(γ)	1系統が動作不能である場合	計装検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。		4.8時間	計装検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。
2. 手動原子炉トリップ回路	モード 1 および 2	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの1つ以上が同時に発生している場合	電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。 電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	4.8時間	電気検査履歴を確認し、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	1ヶ月に1回（又は1ヶ月に1回）電気検査履歴表	電気検査履歴表		
				4.8時間	電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	12時間		電機検査履歴を確認し、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	定期事業者計装検査履歴表 検査時
				モード 3(α)、4(β)および5(γ)	1系統が動作不能である場合	電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。		4.8時間	電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。

機能	設定値	所要求ヤンネル、系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}		確認事項					
		運用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
1. 原子炉保護系計装監視回路	モード 1 および 2	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの1つ以上が同時に発生している場合	計装検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。 電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	6時間	当該系統の動作履歴を確認し、当該系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	1ヶ月に1回（又は1ヶ月に1回）計装検査履歴表	計装検査履歴表		
				4.8時間	計装検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	12時間		電機検査履歴を確認し、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	定期事業者計装検査履歴表 検査時
				モード 3(α)、4(β)および5(γ)	1系統が動作不能である場合	計装検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。		4.8時間	計装検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。
2. 手動原子炉トリップ回路	モード 1 および 2	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1系統が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの1つ以上が同時に発生している場合	電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。 電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	4.8時間	電気検査履歴を確認し、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	1ヶ月に1回（又は1ヶ月に1回）電気検査履歴表	電気検査履歴表		
				4.8時間	電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	12時間		電機検査履歴を確認し、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。	定期事業者計装検査履歴表 検査時
				モード 3(α)、4(β)および5(γ)	1系統が動作不能である場合	電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。		4.8時間	電気検査履歴は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※2} のうえ、作業のために当該系統のハイバスを行うことができる。

※1：特に定める場合を除き、ヤンネル、系統数に個別の条件が適用される。
 ※2：モード1における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対応施設保護系を指す。
 ※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその履歴状態の確認を行うこと（以下、本表において同じ）。
 ※4：モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対応施設保護系を指す。
 ※5：モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対応施設保護系を指す。

※1：特に定める場合を除き、ヤンネル、系統数に個別の条件が適用される。
 ※2：モード1における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対応施設保護系を指す。
 ※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその履歴状態の確認を行うこと（以下、本表において同じ）。
 ※4：モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対応施設保護系を指す。
 ※5：モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対応施設保護系を指す。

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

機能	設定値	適用モード	所要チャネル数	条件	措置	完了時間	確認事項	項目	頻度	担当
3. 出力調整 高設定 高	1号炉 3号炉 およびおよび 2号炉 2号炉 定常出力 110 % 以下	モード1 および2	4	A. 1チャネルが1計装機保護時は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を、完了時間内に達成できない場合	1計装機保護時は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 2. %を超える場合は、から2.4時間以内の指示値を校正する。その後1日に1回	6時間	原子炉熱出力と出力調整中の指示値との差が、以上となつて指示値との差が、以上となつて2. %を超える場合は、から2.4時間以内の指示値を校正する。その後1日に1回	設定値確認および機器の点検を行う。 保安係保護係長	保安係保護係長	当直係長
低設定	定常出力 27. % 以下	モード1 および2	4	A. 1チャネルが1計装機保護時は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を、完了時間内に達成できない場合	1計装機保護時は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 2. %を超える場合は、から2.4時間以内の指示値を校正する。その後1日に1回	6時間	原子炉熱出力と出力調整中の指示値との差が、以上となつて指示値との差が、以上となつて2. %を超える場合は、から2.4時間以内の指示値を校正する。その後1日に1回	設定値確認および機器の点検を行う。 保安係保護係長	保安係保護係長	当直係長
4. 中間領域中性子高 増加高 減少高	11 % 以下 30 % 以下	モード1 および2	4	A. 1チャネルが1計装機保護時は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を、完了時間内に達成できない場合	1計装機保護時は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 2. %を超える場合は、から2.4時間以内の指示値を校正する。その後1日に1回	6時間	原子炉熱出力と出力調整中の指示値との差が、以上となつて指示値との差が、以上となつて2. %を超える場合は、から2.4時間以内の指示値を校正する。その後1日に1回	設定値確認および機器の点検を行う。 保安係保護係長	保安係保護係長	当直係長
5. 中間領域中性子高	30 % 以下	モード1 および2	2	A. 1チャネルが1計装機保護時は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置を、完了時間内に達成できない場合	1計装機保護時は、当該チャネルを動作可能な状態にする。 2. %を超える場合は、から2.4時間以内の指示値を校正する。その後1日に1回	2時間	原子炉熱出力と出力調整中の指示値との差が、以上となつて指示値との差が、以上となつて2. %を超える場合は、から2.4時間以内の指示値を校正する。その後1日に1回	設定値確認および機器の点検を行う。 保安係保護係長	保安係保護係長	当直係長

記載の適正化（線種の変更）

※6：発生機特性特異時、炉内体積計装機合正時、出力領域中性子高の指示値修正時またはモード2までの状態確認時においては、残りの3チャネルが動作可能であることを条件に1チャネルをバイパスすることがある。
 ※7：発生機特性特異時、炉内体積計装機合正時、出力領域中性子高の指示値修正時またはモード2までの状態確認時においては、残りの3チャネルが動作可能であることを条件に1チャネルをバイパスすることがある。
 ※8：発生機特性特異時、炉内体積計装機合正時、出力領域中性子高の指示値修正時またはモード2までの状態確認時においては、残りの3チャネルが動作可能であることを条件に1チャネルをバイパスすることがある。
 ※9：前掲機引き上げ停止の決定または中間領域中性子高トリップ発生の決定時においては、残りのチャネルが動作可能であることを条件に、2時間以内に、1チャネルをバイパスすることがある。この場合、バイパスしたチャネルを動作不能とはみさない。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

機能	設定値	適用モード	所置チャネル係数	所置チャネル係数	項目	頻度	担当			
6. 中性子濃度域中性子束高	1号炉 3号炉 および 4号炉	モード2 2.10 ¹⁰ 2 × 10 ¹⁰	A. 1チャネルがA.1動作不能である場合	A. 当直員は、1次冷却中のばらつきが許容範囲を超過する場合は、動作不能の引き起こるまで中止する。	設定値超過および機能の確認を行う。	定期事業用目録保護課長 保安時	当直課長			
								モード3 3.0a, 4.0b, 5.0c, 6.0d	B. 条件Aの措置を完了し、動作不能が回復するまで中止する。	当直員は、原子炉トリップし、動作不能を回復させる。
モード5 5.0a, 5.0b, 5.0c, 5.0d	A. 全てのチャネルが動作不能である場合	A. 当直員は、1次冷却中のばらつきが許容範囲を超過する場合は、動作不能の引き起こるまで中止する。	設定値超過および機能の確認を行う。	定期事業用目録保護課長 保安時	当直課長					
						モード6 6.0a, 6.0b, 6.0c, 6.0d	B. 条件Aの措置を完了し、動作不能が回復するまで中止する。	当直員は、原子炉トリップし、動作不能を回復させる。		
モード7 7.0a, 7.0b, 7.0c, 7.0d	C. 2チャネルが動作不能である場合	当直員は、原子炉トリップし、動作不能を回復させる。								

※0：「中間領域中性子束高」2チャネルが動作不能であることを条件に、P-Rセット時は、2チャネルをバイパスすることである。
 ※1：この場合、バイパスしたチャネルを動作不能と見なさない。
 ※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを目的とする場合は、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを目的とする場合は、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※4：6.30の措置を完了し、かつ、1次冷却中のばらつきが許容範囲を超過していることを2時間以内確認することである。

変更後

機能	設定値	適用モード	所置チャネル係数	所置チャネル係数	項目	頻度	担当			
6. 中性子濃度域中性子束高	1号炉 3号炉 および 4号炉	モード2 2.10 ¹⁰ 2 × 10 ¹⁰	A. 1チャネルがA.1動作不能である場合	A. 当直員は、1次冷却中のばらつきが許容範囲を超過する場合は、動作不能の引き起こるまで中止する。	設定値超過および機能の確認を行う。	定期事業用目録保護課長 保安時	当直課長			
								モード3 3.0a, 4.0b, 5.0c, 6.0d	B. 条件Aの措置を完了し、動作不能が回復するまで中止する。	当直員は、原子炉トリップし、動作不能を回復させる。
モード5 5.0a, 5.0b, 5.0c, 5.0d	A. 全てのチャネルが動作不能である場合	A. 当直員は、1次冷却中のばらつきが許容範囲を超過する場合は、動作不能の引き起こるまで中止する。	設定値超過および機能の確認を行う。	定期事業用目録保護課長 保安時	当直課長					
						モード6 6.0a, 6.0b, 6.0c, 6.0d	B. 条件Aの措置を完了し、動作不能が回復するまで中止する。	当直員は、原子炉トリップし、動作不能を回復させる。		
モード7 7.0a, 7.0b, 7.0c, 7.0d	C. 2チャネルが動作不能である場合	当直員は、原子炉トリップし、動作不能を回復させる。								

※0：「中間領域中性子束高」2チャネルが動作不能であることを条件に、P-Rセット時は、2チャネルをバイパスすることである。
 ※1：この場合、バイパスしたチャネルを動作不能と見なさない。
 ※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを目的とする場合は、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを目的とする場合は、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※4：6.30の措置を完了し、かつ、1次冷却中のばらつきが許容範囲を超過していることを2時間以内確認することである。

記載の適正化（線種の変更）

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

機能	設置位置	設置要領	適用モジュール系統	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	項目	頻度	担当
7. 過大流量AT高	1号炉および2号炉の設置位置	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュールおよび2号炉	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	炉内出カ分注測定を停止させる。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
					出力履歴の差を比較する。が、正、明内外部検査員は、炉内外部検査員を指示する。	1ヶ月に1回	計装係課長
9. 過大出力AT高	3号炉の設置位置	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュール	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	炉内出カ分注測定を停止させる。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
					出力履歴の差を比較する。が、正、明内外部検査員は、炉内外部検査員を指示する。	1ヶ月に1回	計装係課長
9. 加圧責任力高(1号炉および2号炉)	17.33 MPa(1e)以上	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュール	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	設定値確認および確認の履歴を行う。	検査時	計装係課長
					動作不能でないこと。を指示し、モード3にする。	1日に1回	当直課長
10. 加圧責任力高(1号炉および2号炉)	16.61 MPa(1e)以下	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュール	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	設定値確認および確認の履歴を行う。	検査時	計装係課長
					動作不能でないこと。を指示し、モード3にする。	1日に1回	当直課長
11. 加圧熱水出高	計装システムの入力値が94%以下	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュール	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	設定値確認および確認の履歴を行う。	検査時	計装係課長
					動作不能でないこと。を指示し、モード3にする。	1日に1回	当直課長

変更後

機能	設置位置	設置要領	適用モジュール系統	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	項目	頻度	担当
7. 過大流量AT高	1号炉および2号炉の設置位置	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュールおよび2号炉	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	炉内出カ分注測定を停止させる。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
					出力履歴の差を比較する。が、正、明内外部検査員は、炉内外部検査員を指示する。	1ヶ月に1回	計装係課長
9. 過大出力AT高	3号炉の設置位置	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュール	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	炉内出カ分注測定を停止させる。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
					出力履歴の差を比較する。が、正、明内外部検査員は、炉内外部検査員を指示する。	1ヶ月に1回	計装係課長
9. 加圧責任力高(1号炉および2号炉)	17.33 MPa(1e)以上	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュール	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	設定値確認および確認の履歴を行う。	検査時	計装係課長
					動作不能でないこと。を指示し、モード3にする。	1日に1回	当直課長
10. 加圧責任力高(1号炉および2号炉)	16.61 MPa(1e)以下	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュール	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	設定値確認および確認の履歴を行う。	検査時	計装係課長
					動作不能でないこと。を指示し、モード3にする。	1日に1回	当直課長
11. 加圧熱水出高	計装システムの入力値が94%以下	A. 1モジュールがA1計装検査時は、当該モジュールを動作可能な状態にする。 B. 条件Aの措置をE1当直課長は、モード3にする。12時間	モジュール	所要モジュール系統数を満足できない場合の措置 ²⁾	設定値確認および確認の履歴を行う。	検査時	計装係課長
					動作不能でないこと。を指示し、モード3にする。	1日に1回	当直課長

記載の適正化(線種の変更)

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由

変更後

変更前

機能	設定項目	測定項目	項目	頻度	担当
12. 1次冷却材ポンプ 1次冷却材ポンプ 重低	1. 設定項目 およびおよび 2. 測定項目 およびおよび 3. 設定項目 およびおよび 4. 測定項目 およびおよび	1. 測定項目 およびおよび 2. 測定項目 およびおよび 3. 測定項目 およびおよび 4. 測定項目 およびおよび	1. 項目 およびおよび 2. 項目 およびおよび 3. 項目 およびおよび 4. 項目 およびおよび	1. 頻度 およびおよび 2. 頻度 およびおよび 3. 頻度 およびおよび 4. 頻度 およびおよび	1. 担当 およびおよび 2. 担当 およびおよび 3. 担当 およびおよび 4. 担当 およびおよび
13. 1次冷却材ポンプ 1次冷却材ポンプ 重低	1. 設定項目 およびおよび 2. 測定項目 およびおよび 3. 設定項目 およびおよび 4. 測定項目 およびおよび	1. 測定項目 およびおよび 2. 測定項目 およびおよび 3. 測定項目 およびおよび 4. 測定項目 およびおよび	1. 項目 およびおよび 2. 項目 およびおよび 3. 項目 およびおよび 4. 項目 およびおよび	1. 頻度 およびおよび 2. 頻度 およびおよび 3. 頻度 およびおよび 4. 頻度 およびおよび	1. 担当 およびおよび 2. 担当 およびおよび 3. 担当 およびおよび 4. 担当 およびおよび
14. 1次冷却材ポンプ 1次冷却材ポンプ 重低	1. 設定項目 およびおよび 2. 測定項目 およびおよび 3. 設定項目 およびおよび 4. 測定項目 およびおよび	1. 測定項目 およびおよび 2. 測定項目 およびおよび 3. 測定項目 およびおよび 4. 測定項目 およびおよび	1. 項目 およびおよび 2. 項目 およびおよび 3. 項目 およびおよび 4. 項目 およびおよび	1. 頻度 およびおよび 2. 頻度 およびおよび 3. 頻度 およびおよび 4. 頻度 およびおよび	1. 担当 およびおよび 2. 担当 およびおよび 3. 担当 およびおよび 4. 担当 およびおよび
15. 1次冷却材ポンプ 1次冷却材ポンプ 重低	1. 設定項目 およびおよび 2. 測定項目 およびおよび 3. 設定項目 およびおよび 4. 測定項目 およびおよび	1. 測定項目 およびおよび 2. 測定項目 およびおよび 3. 測定項目 およびおよび 4. 測定項目 およびおよび	1. 項目 およびおよび 2. 項目 およびおよび 3. 項目 およびおよび 4. 項目 およびおよび	1. 頻度 およびおよび 2. 頻度 およびおよび 3. 頻度 およびおよび 4. 頻度 およびおよび	1. 担当 およびおよび 2. 担当 およびおよび 3. 担当 およびおよび 4. 担当 およびおよび

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

変更前

機能	所要チャーンセル-系統数を満足できない場合の措置				項目	頻度	担当
	条件	措置	完了時間	確認事項			
16. 主高気圧給水装置差大 主高気圧給水装置出力低下 主高気圧給水装置出力低下 主高気圧給水装置出力低下 主高気圧給水装置出力低下	A. 1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合 B. 条件Aの措置をE1で完了した後に、1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合	A.1 計画修繕時は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 当道課長は、モード3にする。	モード1 および2 および2	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないこと、1日に1回、当道課長が確認する。	定期事業若手主任係保課長 検査時	主任係保課長 および 電気保課長
17. 蒸気発生器劣化位置異常 蒸気発生器劣化位置異常 蒸気発生器劣化位置異常 蒸気発生器劣化位置異常	A. 1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合 B. 条件Aの措置をE1で完了した後に、1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合	A.1 計画修繕時は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 当道課長は、モード3にする。	モード1 および2 および2	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないこと、1日に1回、当道課長が確認する。	定期事業若手主任係保課長 検査時	主任係保課長 および 電気保課長
18. タービ断油圧低下 タービ断油圧低下 タービ断油圧低下 タービ断油圧低下	A. 1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合 B. 条件Aの措置をE1で完了した後に、1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合	A.1 計画修繕時は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 当道課長は、モード3にする。	モード1 および2 および2	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないこと、1日に1回、当道課長が確認する。	定期事業若手主任係保課長 検査時	主任係保課長 および 電気保課長
19. 非常用炉心冷却系統3号機動作 非常用炉心冷却系統3号機動作 非常用炉心冷却系統3号機動作 非常用炉心冷却系統3号機動作	A. 1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合 B. 条件Aの措置をE1で完了した後に、1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合	A.1 計画修繕時は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 当道課長は、モード3にする。	モード1 および2 および2	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないこと、1日に1回、当道課長が確認する。	定期事業若手主任係保課長 検査時	主任係保課長 および 電気保課長

機能	所要チャーンセル-系統数を満足できない場合の措置				項目	頻度	担当
	条件	措置	完了時間	確認事項			
16. 主高気圧給水装置差大 主高気圧給水装置出力低下 主高気圧給水装置出力低下 主高気圧給水装置出力低下 主高気圧給水装置出力低下	A. 1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合 B. 条件Aの措置をE1で完了した後に、1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合	A.1 計画修繕時は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 当道課長は、モード3にする。	モード1 および2 および2	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないこと、1日に1回、当道課長が確認する。	定期事業若手主任係保課長 検査時	主任係保課長 および 電気保課長
17. 蒸気発生器劣化位置異常 蒸気発生器劣化位置異常 蒸気発生器劣化位置異常 蒸気発生器劣化位置異常	A. 1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合 B. 条件Aの措置をE1で完了した後に、1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合	A.1 計画修繕時は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 当道課長は、モード3にする。	モード1 および2 および2	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないこと、1日に1回、当道課長が確認する。	定期事業若手主任係保課長 検査時	主任係保課長 および 電気保課長
18. タービ断油圧低下 タービ断油圧低下 タービ断油圧低下 タービ断油圧低下	A. 1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合 B. 条件Aの措置をE1で完了した後に、1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合	A.1 計画修繕時は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 当道課長は、モード3にする。	モード1 および2 および2	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないこと、1日に1回、当道課長が確認する。	定期事業若手主任係保課長 検査時	主任係保課長 および 電気保課長
19. 非常用炉心冷却系統3号機動作 非常用炉心冷却系統3号機動作 非常用炉心冷却系統3号機動作 非常用炉心冷却系統3号機動作	A. 1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合 B. 条件Aの措置をE1で完了した後に、1チャーンセルが計画修繕時または当分の間に動作不能である場合	A.1 計画修繕時は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 当道課長は、モード3にする。	モード1 および2 および2	完了時間 6時間	設定値確認および機能の確認を行う。 動作不能でないこと、1日に1回、当道課長が確認する。	定期事業若手主任係保課長 検査時	主任係保課長 および 電気保課長

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

理由

変更なし

変更後

機能	測定箇所	測定方法	測定内容	測定条件	測定回数	測定位置	測定時間	項目	頻度	担当者	変更内容	
											前	後
20. 地震加速方向 選定箇所	1. 設置箇所 およびおおよそ2号炉4号炉	原子炉床 補助建屋補助建屋 1階床 1階床 (EL=2.0 m) 160 Gal 以下	外部建屋 選定箇所 選定箇所 (EL=2.0 m) 270 Gal 以下 1.6 m 2.0 m 80 Gal 以下 以下	測定条件 測定条件 測定条件 測定条件 測定条件	測定回数 測定回数 測定回数 測定回数 測定回数	測定位置 測定位置 測定位置 測定位置 測定位置	測定時間 測定時間 測定時間 測定時間 測定時間	項目 項目 項目 項目 項目	頻度 頻度 頻度 頻度 頻度	担当者 担当者 担当者 担当者 担当者	変更内容 変更内容 変更内容 変更内容 変更内容	変更内容
21. インターロック	中間層選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所	中間層選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所	中間層選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所	測定条件 測定条件 測定条件 測定条件 測定条件	測定回数 測定回数 測定回数 測定回数 測定回数	測定位置 測定位置 測定位置 測定位置 測定位置	測定時間 測定時間 測定時間 測定時間 測定時間	項目 項目 項目 項目 項目	頻度 頻度 頻度 頻度 頻度	担当者 担当者 担当者 担当者 担当者	変更内容 変更内容 変更内容 変更内容 変更内容	変更内容

※「インターロック」における「動作不能である状態」とは、チャンネル状態あるいは出力側の故障により開路するトリップ機能が確保されない場合（自動ロック許可可能等が確保された状態を意味）をいう。

変更前

機能	測定箇所	測定方法	測定内容	測定条件	測定回数	測定位置	測定時間	項目	頻度	担当者	変更内容	
											前	後
20. 地震加速方向 選定箇所	1. 設置箇所 およびおおよそ2号炉4号炉	原子炉床 補助建屋補助建屋 1階床 1階床 (EL=2.0 m) 160 Gal 以下	外部建屋 選定箇所 選定箇所 (EL=2.0 m) 270 Gal 以下 1.6 m 2.0 m 80 Gal 以下 以下	測定条件 測定条件 測定条件 測定条件 測定条件	測定回数 測定回数 測定回数 測定回数 測定回数	測定位置 測定位置 測定位置 測定位置 測定位置	測定時間 測定時間 測定時間 測定時間 測定時間	項目 項目 項目 項目 項目	頻度 頻度 頻度 頻度 頻度	担当者 担当者 担当者 担当者 担当者	変更内容 変更内容 変更内容 変更内容 変更内容	変更内容
21. インターロック	中間層選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所	中間層選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所	中間層選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所 選定箇所	測定条件 測定条件 測定条件 測定条件 測定条件	測定回数 測定回数 測定回数 測定回数 測定回数	測定位置 測定位置 測定位置 測定位置 測定位置	測定時間 測定時間 測定時間 測定時間 測定時間	項目 項目 項目 項目 項目	頻度 頻度 頻度 頻度 頻度	担当者 担当者 担当者 担当者 担当者	変更内容 変更内容 変更内容 変更内容 変更内容	変更内容

※「インターロック」における「動作不能である状態」とは、チャンネル状態あるいは出力側の故障により開路するトリップ機能が確保されない場合（自動ロック許可可能等が確保された状態を意味）をいう。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 次改正)

変更前						変更後					
<p>表 3 4 - 3 工学的安全施設等作動計装</p> <p>【凡 例】</p> <p>(a) P-1 1 (加圧器圧力) インターロック以上</p> <p>(b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上</p> <p>(c) 全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く</p> <p>(d) P-1 2 (1 次冷却材平均温度) インターロックを超える場合</p> <p>(e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く</p>											
機能			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置*			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置*			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置*		
1. 非常用炉心冷却系作動制御回路		1号炉および2号炉および3号炉および4号炉	モード1、2、3および4	2. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合	6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長 および 電気係修班員		
2. 手動起動		-	モード1、2、3および4	2. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	4.8時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		
3. 原子炉格納容器圧力高 (モード1)		32 MPa (約 3.2 MPa) 以下	モード1、2、3および4	3. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	5.6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		
4. 原子炉格納容器圧力高 (モード1)		32 MPa (約 3.2 MPa) 以下	モード1、2、3および4	3. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	5.6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		
5. 原子炉格納容器圧力高 (モード1)		32 MPa (約 3.2 MPa) 以下	モード1、2、3および4	3. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	5.6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		
6. 原子炉格納容器圧力高 (モード1)		32 MPa (約 3.2 MPa) 以下	モード1、2、3および4	3. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	5.6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		
7. 原子炉格納容器圧力高 (モード1)		32 MPa (約 3.2 MPa) 以下	モード1、2、3および4	3. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	5.6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		
8. 原子炉格納容器圧力高 (モード1)		32 MPa (約 3.2 MPa) 以下	モード1、2、3および4	3. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	5.6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		
9. 原子炉格納容器圧力高 (モード1)		32 MPa (約 3.2 MPa) 以下	モード1、2、3および4	3. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	5.6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		
10. 原子炉格納容器圧力高 (モード1)		32 MPa (約 3.2 MPa) 以下	モード1、2、3および4	3. 系統A	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	5.6時間	機能の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気係修班長		

記載の適正化 (線種の変更)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

理由

変更後

変更前

機能		動作モード		測定モード		測定項目		測定事項	
1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	モード および ①	モード および ②	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
主蒸気 圧力 と主蒸 気ライ ン圧力 低下 は1次 系 平均蒸 気圧 低下 の一 因	定相流 の 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下)	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直係数は、モード3にする。 B.2 当直係数は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定係数誤差表および修正係数表	定期作業 若しくは 緊急後修係数表	計測係数誤差表 および 修正係数表
主蒸気 圧力 と主蒸 気ライ ン圧力 低下 は1次 系 平均蒸 気圧 低下 の一 因	定相流 の 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下)	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直係数は、モード3にする。 B.2 当直係数は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定係数誤差表および修正係数表	定期作業 若しくは 緊急後修係数表	計測係数誤差表 および 修正係数表
主蒸気 圧力 と主蒸 気ライ ン圧力 低下 は1次 系 平均蒸 気圧 低下 の一 因	定相流 の 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下)	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直係数は、モード3にする。 B.2 当直係数は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定係数誤差表および修正係数表	定期作業 若しくは 緊急後修係数表	計測係数誤差表 および 修正係数表

機能		動作モード		測定モード		測定項目		測定事項	
1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	モード および ①	モード および ②	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
主蒸気 圧力 と主蒸 気ライ ン圧力 低下 は1次 系 平均蒸 気圧 低下 の一 因	定相流 の 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下)	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直係数は、モード3にする。 B.2 当直係数は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定係数誤差表および修正係数表	定期作業 若しくは 緊急後修係数表	計測係数誤差表 および 修正係数表
主蒸気 圧力 と主蒸 気ライ ン圧力 低下 は1次 系 平均蒸 気圧 低下 の一 因	定相流 の 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下)	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直係数は、モード3にする。 B.2 当直係数は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定係数誤差表および修正係数表	定期作業 若しくは 緊急後修係数表	計測係数誤差表 および 修正係数表
主蒸気 圧力 と主蒸 気ライ ン圧力 低下 は1次 系 平均蒸 気圧 低下 の一 因	定相流 の 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下) 出力 (20% 以下)	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直係数は、モード3にする。 B.2 当直係数は、モード4にする。	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	設定係数誤差表および修正係数表	定期作業 若しくは 緊急後修係数表	計測係数誤差表 および 修正係数表

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

機 能		設定時間 1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	所要チャーンセル・系統数を測定できない場合の措置 [※]	措置	完了時間	項目	頻度	担当者
2. 原子炉格納容器スプレイ系 a. 原子炉格納容器スプレイ系作動処理 回路	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	所要チャーンセル・系統数が動作不能な状態になる。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業の妨げがない限り、作業を継続する。	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	6時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
3. 手動起動	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
4. 原子炉格納容器スプレイ系 a. 原子炉格納容器スプレイ系作動処理 回路	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長

変更後

機 能		設定時間 1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	所要チャーンセル・系統数を測定できない場合の措置 [※]	措置	完了時間	項目	頻度	担当者
2. 原子炉格納容器スプレイ系 a. 原子炉格納容器スプレイ系作動処理 回路	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	所要チャーンセル・系統数が動作不能な状態になる。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業の妨げがない限り、作業を継続する。	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	6時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
3. 手動起動	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
4. 原子炉格納容器スプレイ系 a. 原子炉格納容器スプレイ系作動処理 回路	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長
	1. 停止 および 2. 停止 4. 停止	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 系統が動作不能である場合 2. 系統A 3. 系統B 4. 系統C	1. 2時間 2. 6時間 3. 4.8時間 4. 1.2時間	運転の確認を行う。	定期作業 事後点検	電気保安課長

記載の適正化（線種の変更）

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

変更後

理由

機能	取込時間 1. 操作員 および 2. 警報 4分5秒	所要原子炉 系統数 1系統	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	
							頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離								
8. 原子炉格納容器隔離A								
(1) 原子炉格納容器隔離A 隔離A 作動処理 回路		モード 1、2、 3および 4	2系統 A ※10 1系統が動作不 能である場合	A.1 計測係保護または電気係保護表は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業の妨げとなる系統のバイパスを行うこと B.1 当置置は、モード3にする。 完了時間内におよび B.2 当置置は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。 定期作業 事後点検	電気係保護 電気係保護	
(2) 手動起動		モード 1、2、 3および 4	2 A.1 原子炉が動作不能である場合	A.1 電気係保護表は、当該原子炉を動作可能な状態にする。 B.1 当置置は、モード3にする。 完了時間内におよび B.2 当置置は、モード5にする。	4.8時間 1.2時間 5.6時間	機能の確認を行う。 定期作業 事後点検	電気係保護 電気係保護	
(3) 非常用炉心冷却 系作動								

機能	取込時間 1. 操作員 および 2. 警報 4分5秒	所要原子炉 系統数 1系統	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	
							頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離								
8. 原子炉格納容器隔離A								
(1) 原子炉格納容器隔離A 隔離A 作動処理 回路		モード 1、2、 3および 4	2系統 A ※10 1系統が動作不 能である場合	A.1 計測係保護または電気係保護表は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業の妨げとなる系統のバイパスを行うこと B.1 当置置は、モード3にする。 完了時間内におよび B.2 当置置は、モード5にする。	6時間	機能の確認を行う。 定期作業 事後点検	電気係保護 電気係保護	
(2) 手動起動		モード 1、2、 3および 4	2 A.1 原子炉が動作不能である場合	A.1 電気係保護表は、当該原子炉を動作可能な状態にする。 B.1 当置置は、モード3にする。 完了時間内におよび B.2 当置置は、モード5にする。	4.8時間 1.2時間 5.6時間	機能の確認を行う。 定期作業 事後点検	電気係保護 電気係保護	
(3) 非常用炉心冷却 系作動								

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 次改正)

理由

変更なし

変更前

機能	設定範囲 1. 約2分 おおよび 2. 約4分	所要求ヤンタル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}	実施事項	項目	頻度	担当
原子炉格納容器隔離B	1. 約2分 おおよび 2. 約4分	所要求ヤンタル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}	定期作業 事後点検	項目	頻度	担当
(1) 原子炉格納容器隔離B 原子炉格納容器隔離B動作時 原子炉格納容器隔離B動作時 原子炉格納容器隔離B動作時	モード1, 2, 3, 4 モード1, 2, 3, 4 モード1, 2, 3, 4	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 1. 当直員は、モード3にする。 2. 当直員は、モード5にする。 3. 当直員は、モード5にする。	定期作業 事後点検	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 機能の確認を行う。	6時間 1. 2時間 5. 6時間	電気保安課長
(2) 手動起動	モード1, 2, 3, 4	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 1. 当直員は、モード3にする。 2. 当直員は、モード5にする。 3. 当直員は、モード5にする。	定期作業 事後点検	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 機能の確認を行う。	6時間 1. 2時間 5. 6時間	電気保安課長
(3) 原子炉格納容器隔離B 原子炉格納容器隔離B動作時 原子炉格納容器隔離B動作時	モード1, 2, 3, 4 モード1, 2, 3, 4 モード1, 2, 3, 4	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 1. 当直員は、モード3にする。 2. 当直員は、モード5にする。 3. 当直員は、モード5にする。	定期作業 事後点検	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 機能の確認を行う。	6時間 1. 2時間 5. 6時間	電気保安課長

変更後

機能	設定範囲 1. 約2分 おおよび 2. 約4分	所要求ヤンタル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}	実施事項	項目	頻度	担当
原子炉格納容器隔離B	1. 約2分 おおよび 2. 約4分	所要求ヤンタル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}	定期作業 事後点検	項目	頻度	担当
(1) 原子炉格納容器隔離B 原子炉格納容器隔離B動作時 原子炉格納容器隔離B動作時	モード1, 2, 3, 4 モード1, 2, 3, 4 モード1, 2, 3, 4	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 1. 当直員は、モード3にする。 2. 当直員は、モード5にする。 3. 当直員は、モード5にする。	定期作業 事後点検	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 機能の確認を行う。	6時間 1. 2時間 5. 6時間	電気保安課長
(2) 手動起動	モード1, 2, 3, 4	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 1. 当直員は、モード3にする。 2. 当直員は、モード5にする。 3. 当直員は、モード5にする。	定期作業 事後点検	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 機能の確認を行う。	6時間 1. 2時間 5. 6時間	電気保安課長
(3) 原子炉格納容器隔離B 原子炉格納容器隔離B動作時 原子炉格納容器隔離B動作時	モード1, 2, 3, 4 モード1, 2, 3, 4 モード1, 2, 3, 4	A. 1. 系統が動作不能である場合 B. 1. 当直員は、モード3にする。 2. 当直員は、モード5にする。 3. 当直員は、モード5にする。	定期作業 事後点検	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 機能の確認を行う。	6時間 1. 2時間 5. 6時間	電気保安課長

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由

変更後

変更前

機 能	取組要項 1. 機材点検および 2. 機材点検	稼働モード モード 1、2、3、4	所要チャンネル系統 2	所要チャンネル系統を満足できない場合の措置		項目	頻度	担当者
				条 件	措 置			
d. 手動運転	1. 機材点検 2. 機材点検	モード 1、2、3、4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 電気係保装置は、当該チャンネルをモード3にする。 B.1 当直班長は、モード3にする。 および B.2 当直班長は、モード4にする。	運転の確認を行う。 運転の確認を行う。	定期事業 事後点検	電気係保班長 および 電気係保班員
e. 原子炉待機運転時 力減装置（モード2）	1. 機材点検 2. 機材点検	モード 1、2、3、4	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係保装置は、当該チャンネルをモード3にする。 B.1 当直班長は、モード3にする。 および B.2 当直班長は、モード4にする。	設定確認および機材の確認を行う。 機材の確認を行う。	定期事業 事後点検	計装係保班長 および 電気係保班員
f. 主蒸気ライン力減装置	1. 機材点検 2. 機材点検	モード 1、2、3、4	3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計装係保装置は、当該チャンネルをモード3にする。 B.1 当直班長は、モード3にする。 および B.2 当直班長は、モード4にする。	機材点検でないこと を指示欄により確認する。	1日に1回	当直班長

記載の適正化（線種の変更）

機能 1. 非常用炉心冷却系、主蒸気ライン力減装置、主蒸気ライン圧力低下または1次冷却材平均温度異常低の一取を参照。

機能 1. 非常用炉心冷却系、主蒸気ライン力減装置、主蒸気ライン圧力低下または1次冷却材平均温度異常低の一取を参照。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

機能	設定温度 1. 炉内 および 2. 炉外	測定時間 4分	測定回数	測定条件	測定項目	測定頻度	担当
5. 給水循環 a. 給水循環動作確認 回路	—	—	2系統 ※10	モード 1、2(0) および3 (0)	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した後に、モード3にする。	6時間	定期事業 事後点検時 電気係保課課長
b. 蒸気発生器水圧異常	計器スパンの77%以下	—	1. 蒸気発生器水圧異常	モード 1、2(0) および3 (0)	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した後に、モード3にする。	6時間	定期事業 事後点検時 電気係保課課長
c. 非常用炉心冷却系動作	1次冷却材平均温度 288℃以上	—	3	モード 1、2(0) および3 (0)	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した後に、モード3にする。	6時間	定期事業 事後点検時 電気係保課課長

変更後

機能	設定温度 1. 炉内 および 2. 炉外	測定時間 4分	測定回数	測定条件	測定項目	測定頻度	担当
5. 給水循環 a. 給水循環動作確認 回路	—	—	2系統 ※10	モード 1、2(0) および3 (0)	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した後に、モード3にする。	6時間	定期事業 事後点検時 電気係保課課長
b. 蒸気発生器水圧異常	計器スパンの77%以下	—	1. 蒸気発生器水圧異常	モード 1、2(0) および3 (0)	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した後に、モード3にする。	6時間	定期事業 事後点検時 電気係保課課長
c. 非常用炉心冷却系動作	1次冷却材平均温度 288℃以上	—	3	モード 1、2(0) および3 (0)	A. 1チャネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了した後に、モード3にする。	6時間	定期事業 事後点検時 電気係保課課長

記載の適正化（線種の変更）

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

機 能	設置設備		所要チャーンセル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}	項 目	頻 度	担 当
	1. 機 能 および 2. 機 能	3. 機 能				
6. インターロック	中間圧 域中性 子束 7.5× 1.5× 1.3× 10 ⁶ A	A 1 チャーンセル以上が動作不能である場合 ^{※17} B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該インターロックを運転状態に遷移させる措置を講じる。 B.1 当道誤差は、モード3にする。	1時間	定期事業 事後業務	計測係数誤差
				1.2時間	定期事業 事後業務	
6. P-11	加圧器 圧力 13.73 MPa[6] 80 A	A 1 チャーンセル以上が動作不能である場合 ^{※17} B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該インターロックを運転状態に遷移させる措置を講じる。 B.1 当道誤差は、モード3にする。	1時間	定期事業 事後業務	計測係数誤差
				1.2時間	定期事業 事後業務	
6. P-12	1.冷却 部材平均温度 283.9 ℃	A 1 チャーンセル以上が動作不能である場合 ^{※17} B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該インターロックを運転状態に遷移させる措置を講じる。 B.1 当道誤差は、モード3にする。	1時間	定期事業 事後業務	計測係数誤差
				3.6時間	定期事業 事後業務	

※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャーンセルが故障あるいは出方側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（非動作フロップ許可番号が既経過した場合は含む）をいう。

変更後

機 能	設置設備		所要チャーンセル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※1}	項 目	頻 度	担 当
	1. 機 能 および 2. 機 能	3. 機 能				
6. インターロック	中間圧 域中性 子束 7.5× 1.5× 1.3× 10 ⁶ A	A 1 チャーンセル以上が動作不能である場合 ^{※17} B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該インターロックを運転状態に遷移させる措置を講じる。 B.1 当道誤差は、モード3にする。	1時間	定期事業 事後業務	計測係数誤差
				1.2時間	定期事業 事後業務	
6. P-11	加圧器 圧力 13.73 MPa[6] 80 A	A 1 チャーンセル以上が動作不能である場合 ^{※17} B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該インターロックを運転状態に遷移させる措置を講じる。 B.1 当道誤差は、モード3にする。	1時間	定期事業 事後業務	計測係数誤差
				1.2時間	定期事業 事後業務	
6. P-12	1.冷却 部材平均温度 283.9 ℃	A 1 チャーンセル以上が動作不能である場合 ^{※17} B 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計測係数誤差は、当該インターロックを運転状態に遷移させる措置を講じる。 B.1 当道誤差は、モード3にする。	1時間	定期事業 事後業務	計測係数誤差
				3.6時間	定期事業 事後業務	

※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャーンセルが故障あるいは出方側の故障により関連する動作機能が確保されない場合（非動作フロップ許可番号が既経過した場合は含む）をいう。

理 由

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

表 3 4 - 4 事故時監視計装

項目	機能	所屬子システム	運用モード	要素	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1 次冷却系計装 ^{※19}	1 次冷却炉圧力 1 次冷却炉水位 (圧減) 1 次冷却炉流量 (圧減) 1 次冷却炉温度 (圧減) 1 次冷却炉圧力	2 2 3 3	モード 1, 2 および 3	A 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	A.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。	3.0 日	監視の監視を行う。	監視事項 検査料	計装係課長
化学材料溶解系計装 ^{※20}	ほうろくタンク水位	2	2	2	2	2	2	1ヶ月に1回	当直課長
主蒸気および給水、補助給水系計装 ^{※19}	蒸気ライン圧力 蒸気タンク水位 蒸気発生器水位 (圧減) 蒸気発生器水位 (圧減) 補助給水流量	2 2 3 3	2 2 3 3	B 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	B.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。	選やかに			
燃料冷却用水系計装 ^{※19}	燃料冷却用水タンク水位 燃料冷却用水水位 (圧減) 燃料冷却用水流量 (圧減) 燃料冷却炉内圧力 燃料冷却炉内温度	2 2 2 2	2 2 2 2	C 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	C.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。	1.0 日	動作不能で監視を行う。	1ヶ月に1回	当直課長
原子炉格納容器監視計装 ^{※19}	格納容器内圧力 格納容器内温度 格納容器内湿度 格納容器内放射線量	2 2 2 2	2 2 2 2	D 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	D.1 当直課長は、モード 3 にする。	1.2 時間			
原子炉格納容器冷却系計装 ^{※19}	1 次冷却炉タンク水位 (1 号貯留タンク) 原子炉格納容器冷却水サーージタンク水位 (3 号貯留タンク) 格納容器内圧力 格納容器内流量	2 2 2 2	2 2 2 2	E 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	E.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。	3.6 時間			
安全注入系計装 ^{※19}	安全注入系流量 安全注入系圧力	2 2	2 2	F 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合	F.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。				

※19：各計装は、重大事故等対応段階を兼ねる。
各計装が動作不能時は、第 8 5 条 (第 8 5 - 1 - 6) の運用上の制限も適用される。

変更後

表 3 4 - 4 事故時監視計装

項目	機能	所屬子システム	運用モード	要素	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1 次冷却系計装 ^{※19}	1 次冷却炉圧力 1 次冷却炉水位 (圧減) 1 次冷却炉流量 (圧減) 1 次冷却炉温度 (圧減) 1 次冷却炉圧力	2 2 3 3	モード 1, 2 および 3	A 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	A.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。	3.0 日	監視の監視を行う。	監視事項 検査料	計装係課長
化学材料溶解系計装 ^{※20}	ほうろくタンク水位	2	2	2	2	2	2	1ヶ月に1回	当直課長
主蒸気および給水、補助給水系計装 ^{※19}	蒸気ライン圧力 蒸気タンク水位 蒸気発生器水位 (圧減) 蒸気発生器水位 (圧減) 補助給水流量	2 2 3 3	2 2 3 3	B 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	B.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。	選やかに			
燃料冷却用水系計装 ^{※19}	燃料冷却用水タンク水位 燃料冷却用水水位 (圧減) 燃料冷却用水流量 (圧減) 燃料冷却炉内圧力 燃料冷却炉内温度	2 2 2 2	2 2 2 2	C 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	C.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。	1.0 日	動作不能で監視を行う。	1ヶ月に1回	当直課長
原子炉格納容器監視計装 ^{※19}	格納容器内圧力 格納容器内温度 格納容器内湿度 格納容器内放射線量	2 2 2 2	2 2 2 2	D 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	D.1 当直課長は、モード 3 にする。	1.2 時間			
原子炉格納容器冷却系計装 ^{※19}	1 次冷却炉タンク水位 (1 号貯留タンク) 原子炉格納容器冷却水サーージタンク水位 (3 号貯留タンク) 格納容器内圧力 格納容器内流量	2 2 2 2	2 2 2 2	E 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合 3. 監視可能な状態にある場合	E.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。	3.6 時間			
安全注入系計装 ^{※19}	安全注入系流量 安全注入系圧力	2 2	2 2	F 1. 監視可能な状態にある場合 2. 監視可能な状態にある場合	F.1 計装監視項目は、当該計装の故障状態に明確な状態にする。				

※19：各計装は、重大事故等対応段階を兼ねる。
各計装が動作不能時は、第 8 5 条 (第 8 5 - 1 - 6) の運用上の制限も適用される。

理由

記載の適正化 (線種の変更)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 3 4 - 5 ディーゼル発電機起動計装

機 能	設定値		所置チャネル・系統	適用モード	所置チャネル・系統	条件	措置	完了時間	項目	綱 度	担当
	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉									
1. ディーゼル発電機起動装置	—	—	A	モード1、 2.3および 心4	A 1 電気保護係長は、当該系統を動作可能状態にする。ただし、機器の故障による動作不能の場合、作業のため当該系統のハイバスを行うことができる。	B 1 当該保護係は、モード3にする。 2 当該保護係は、モード5にする。	6時間 5.6時間 遅やかに	規定値確認 および機能 検証を行う。	定期事業者 検査時	電気係長 検査時	
2. 非常用高圧母線電圧	定格電圧の73.4%以上	定格電圧の69.0%以上	A 3	モード1、 2.3.4、 5.6および 心1動作中	A 1 電気保護係長は、当該システムを動作可能な状態にする。	B 1 電気保護係長は、当該システムを動作可能な状態にする。	6時間 2時間 遅やかに	規定値確認 および機能 検証を行う。	定期事業者 検査時	電気係長 検査時	
3. 非常用炉心冷却系作動	表 3 4 - 3	表 3 4 - 3	機 1	—	—	—	—	—	—	—	—

変更後

表 3 4 - 5 ディーゼル発電機起動計装

機 能	設定値		所置チャネル・系統	適用モード	所置チャネル・系統	条件	措置	完了時間	項目	綱 度	担当
	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉									
1. ディーゼル発電機起動装置	—	—	A	モード1、 2.3および 心4	A 1 系統が動作不能である場合 B 条件Aの措置を完了時間内に完了できる場合 C 系統が動作不能である場合 D 条件AまたはBの措置を完了時間内に完了できない場合	B 1 当該保護係は、モード3にする。 2 当該保護係は、モード5にする。	6時間 5.6時間 遅やかに	機能の確認 を行う。	定期事業者 検査時	電気係長 検査時	
2. 非常用高圧母線電圧	定格電圧の73.4%以上	定格電圧の69.0%以上	A 3	モード1、 2.3.4、 5.6および 心1動作中	A 1 母線あたり1チャネルが動作不能である場合 B 母線あたり2チャネル以上が動作不能である場合 C 条件AまたはBの措置を完了時間内に完了できない場合	B 1 電気保護係長は、当該システムを動作可能な状態にする。	6時間 2時間 遅やかに	規定値確認 および機能 検証を行う。	定期事業者 検査時	電気係長 検査時	
3. 非常用炉心冷却系作動	表 3 4 - 3	表 3 4 - 3	機 1	—	—	—	—	—	—	—	—

理由

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 3.4-6 中央制御室非常用循環系計装

機	稼働	非常用循環系		所屬システム	所屬システム	確認事項	
		機	稼働			項目	項目
1. 中央制御室非常用循環系稼働巡回	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系
2. 手動起動(3号炉および4号炉)	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系
3. 非常用炉心冷却系稼働	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系

※20：1号炉および2号炉については、「使用済燃料ピットでの燃料燃料移動中」は適用されない。
 ※21：移動中の燃料を所定の位置に移動することを助けるものではない。

変更後

表 3.4-6 中央制御室非常用循環系計装

機	稼働	非常用循環系		所屬システム	所屬システム	確認事項	
		機	稼働			項目	項目
1. 中央制御室非常用循環系稼働巡回	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系
2. 手動起動(3号炉および4号炉)	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系
3. 非常用炉心冷却系稼働	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系	1系または2系 または3系 または4系

※20：1号炉および2号炉については、「使用済燃料ピットでの燃料燃料移動中」は適用されない。
 ※21：移動中の燃料を所定の位置に移動することを助けるものではない。

変更なし

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 3 4 - 8 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装

機 能	所蔵システム名称	適用モード	機 能	確認事項			頻 度	担 当
				条 件	措 置	項 目		
1. 燃料建屋空気浄化系作動制御回路	燃料建屋空気浄化系	燃料建屋空気浄化系	燃料建屋空気浄化系作動制御回路	A. 1. 当直置機は、1号炉および2号炉において、補助燃焼炉ファン1台を運転状態にするともに、使用済燃料ヒート交換ファンが閉止可能であることを確認する。9号炉および4号炉においては、1号炉および2号炉において、燃料建屋空気浄化系が運転可能状態であることを確認する。	1.0日	運転の確認を行う。	定期検査新設 保安検査 保安検査	保安 保安 保安
				B. 2. ファンネルまたは1号炉において、補助燃焼炉ファン1台を運転状態にするともに、使用済燃料ヒート交換ファンが閉止可能であることを確認する。また、条件Aの措置を完了した直後に運転可能な状態とする。	運転やかに			
2. 手動起動								
3. 燃料落下後始								

※23：3号炉および4号炉については、燃料検査後、所定の期間を経過した燃料建屋空気浄化系を起動することを確認するものではない。

※24：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表 3 4 - 8 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装

機 能	所蔵システム名称	適用モード	機 能	確認事項			頻 度	担 当
				条 件	措 置	項 目		
1. 燃料建屋空気浄化系作動制御回路	燃料建屋空気浄化系	燃料建屋空気浄化系	燃料建屋空気浄化系作動制御回路	A. 1. 当直置機は、1号炉および2号炉において、補助燃焼炉ファン1台を運転状態にするともに、使用済燃料ヒート交換ファンが閉止可能であることを確認する。9号炉においては、1号炉および2号炉において、燃料建屋空気浄化系が運転可能状態であることを確認する。	1.0日	運転の確認を行う。	定期検査新設 保安検査 保安検査	保安 保安 保安
				B. 2. ファンネルまたは1号炉において、補助燃焼炉ファン1台を運転状態にするともに、使用済燃料ヒート交換ファンが閉止可能であることを確認する。また、条件Aの措置を完了した直後に運転可能な状態とする。	運転やかに			
2. 手動起動								
3. 燃料落下後始								

※23：3号炉および4号炉については、燃料検査後、所定の期間を経過した燃料建屋空気浄化系を起動することを確認するものではない。

※24：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

理 由

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理 由	変更後	変更前
変更なし	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 8 5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とす</p> <p>る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室または当直課長に通知する。 3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。 <p>(以下略)</p>	<p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第 8 5 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 8 5 - 1 で定める事項を運転上の制限とす</p> <p>る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1 次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備 (8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破壊を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備 <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 各課（室）長（品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長（総務）、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長（以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。）を除く。）は、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 に定める確認事項を実施する。また、各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、その結果を発電室または当直課長に通知する。 3. 各課（室）長（品質保証室長等を除く。）は、重大事故等対処設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 8 5 - 2 から表 8 5 - 2 1 の措置を講じるとともに必要に応じて関係各課（室）長へ通知する。通知を受けた関係各課（室）長は、同表に定める措置を講じる。 <p>(以下略)</p>

変更前		変更後		理由					
表 85-1-2 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (中略)									
85-1-2-3 使用済燃料ピットの監視									
機能	設備	所要数		適用モード	条件	措置	完了時間	確認事項	
		1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉					項目	頻度
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット温度 (広域) [※] 使用済燃料ピット温度 (AM用)	1個 2個	2個 2個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 当直員は、使用済燃料ピット水位が1号炉および2号炉についてはEL 31.0 m以上および水温が65℃以下、3号炉および4号炉についてはEL 31.4 m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 A.2 許容値超過時は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置をおよび、	速やかに	3ヶ月に1回	計装係 修験長
	使用済燃料ピットエリア監視カメラ 燃料ピット監視カメラ等 (含む)	1個	2個		A.3 原子燃料運搬は、使用済燃料ピット内で燃料ピットの移動を中止する [※] 。 A.4 原子燃料運搬は、代替措置 [※] を保持し、原子炉技術者の承認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	1ヶ月に1回	当直員	
	可搬式使用済燃料ピット水位	1個	2個			速やかに	1ヶ月に1回	当直員	
	可搬式使用済燃料ピット温度 燃料ピット温度 燃料ピット温度 燃料ピット温度 燃料ピット温度	2個	2個			速やかに	1ヶ月に1回	当直員	
	可搬式使用済燃料ピット水位	2個	2個			速やかに	1ヶ月に1回	当直員	
	可搬式使用済燃料ピット温度 燃料ピット温度 燃料ピット温度 燃料ピット温度	2個	2個			速やかに	1ヶ月に1回	当直員	

記載の適正化（線種の変更）

(以下略)

(以下略)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

変更前

表 85-1-16 計装設備		表 85-1-16 計装設備	
85-1-16-1 計装設備（1号炉および2号炉）		85-1-16-1 計装設備（1号炉および2号炉）	
分類	機能 ¹⁾	機能 ¹⁾	機能 ¹⁾
原子炉圧力監視装置の	<p>主要パラメータ</p> <p>1 一次冷却材高温側温度 (広域)</p> <p>2 一次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>3 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>4 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>5 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>6 二次冷却材低温側温度 (広域)</p>	<p>所添チャネル数²⁾を満足できない場合の措置³⁾</p> <p>モード</p> <p>1, 4, 5, 6</p>	<p>確認事項</p> <p>項目</p> <p>確認の項目を行う。</p> <p>1ヶ月に1回</p>
原子炉圧力監視装置の	<p>主要パラメータ</p> <p>1 一次冷却材高温側温度 (広域)</p> <p>2 一次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>3 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>4 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>5 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>6 二次冷却材低温側温度 (広域)</p>	<p>所添チャネル数²⁾を満足できない場合の措置³⁾</p> <p>モード</p> <p>1, 4, 5, 6</p>	<p>確認事項</p> <p>項目</p> <p>確認の項目を行う。</p> <p>1ヶ月に1回</p>
原子炉圧力監視装置の	<p>主要パラメータ</p> <p>1 一次冷却材高温側温度 (広域)</p> <p>2 一次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>3 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>4 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>5 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>6 二次冷却材低温側温度 (広域)</p>	<p>所添チャネル数²⁾を満足できない場合の措置³⁾</p> <p>モード</p> <p>1, 4, 5, 6</p>	<p>確認事項</p> <p>項目</p> <p>確認の項目を行う。</p> <p>1ヶ月に1回</p>
原子炉圧力監視装置の	<p>主要パラメータ</p> <p>1 一次冷却材高温側温度 (広域)</p> <p>2 一次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>3 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>4 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>5 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>6 二次冷却材低温側温度 (広域)</p>	<p>所添チャネル数²⁾を満足できない場合の措置³⁾</p> <p>モード</p> <p>1, 4, 5, 6</p>	<p>確認事項</p> <p>項目</p> <p>確認の項目を行う。</p> <p>1ヶ月に1回</p>
原子炉圧力監視装置の	<p>主要パラメータ</p> <p>1 一次冷却材高温側温度 (広域)</p> <p>2 一次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>3 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>4 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>5 二次冷却材低温側温度 (広域)</p> <p>6 二次冷却材低温側温度 (広域)</p>	<p>所添チャネル数²⁾を満足できない場合の措置³⁾</p> <p>モード</p> <p>1, 4, 5, 6</p>	<p>確認事項</p> <p>項目</p> <p>確認の項目を行う。</p> <p>1ヶ月に1回</p>

表 85-1-16 計装設備

表 85-1-16 計装設備

記載の適正化 (線種の変更)

※1：フロント起動に伴う自動設定。異常ダウン時および原子炉体積積算値が異常値を超過した場合、運転員による確認が必要であることを示す。
 ※2：代替パラメータに代替する条件が適用される。
 ※3：チャネル小断に個別の条件が適用される。多様性監視設備は運転上の制限を適用しない。
 ※4：() は多様性監視設備を示す。多様性監視設備は運転上の制限を適用しない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを助けるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	機 能	所要求の要件	適用モード	条 件	措置	完了時間	項 目	種 類	担 当
原 子 炉 設 施 の 注 意 量	主要パラメータ	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1 2 3, 4, 5および 6	A1 当直課長は、代替パラメータを計測する計量全てが動作可能な状態であることを確認する。 および A2 計装係課長は、当該計器の動作確認ができること、管理範囲を抽出する。 および A3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	計装係 保安課長 17ヶ月に 1回		
	高温炉安全注入流量	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1 2 3, 4, 5および 6	A1 当直課長は、代替パラメータを計測する計量全てが動作可能な状態であることを確認する。 および A2 計装係課長は、当該計器の動作確認ができること、管理範囲を抽出する。 および A3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	計装係 保安課長 17ヶ月に 1回		
	低温炉安全注入流量	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	B 代替パラメータを計測する計量全てが動作可能な状態であることを確認する。 および B1 当直課長は、主要パラメータを計測する計量全てが動作可能な状態であることを確認する。 および B2 計装係課長は、当該計器の動作確認ができること、管理範囲を抽出する。 および B3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに				
	余熱除去クロー出口流量	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	C 1つの機能を確認する。全ての機能が動作可能な状態であることを確認する。 および C1 計装係課長は、当該計器の動作確認ができること、管理範囲を抽出する。 および C2 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに				
	燃料使用済みタンク水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	D モード1、2、3および4は、Cの期間を完了する前に達成できない場合。	7.2時間				
	加圧器水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	E モード1、2、3および6において条件AまたはBの措置を完了する前に達成できない場合。	1.2時間				
	原子炉水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	F 原子炉水位は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ¹⁰⁾ 。	5.6時間				
	燃料燃焼炉サブB位減水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	G 原子炉水位は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ¹⁰⁾ 。	7.2時間				
	燃料燃焼炉サブA位減水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	H 原子炉水位は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ¹⁰⁾ 。	7.2時間				
	燃料燃焼炉サブC位減水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	I 原子炉水位は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ¹⁰⁾ 。	7.2時間				

分類	機 能	所要求の要件	適用モード	条 件	措置	完了時間	項 目	種 類	担 当
原 子 炉 設 施 の 注 意 量	主要パラメータ	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1 2 3, 4, 5および 6	A1 当直課長は、代替パラメータを計測する計量全てが動作可能な状態であることを確認する。 および A2 計装係課長は、当該計器の動作確認ができること、管理範囲を抽出する。 および A3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	計装係 保安課長 17ヶ月に 1回		
	高温炉安全注入流量	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1 2 3, 4, 5および 6	A1 当直課長は、代替パラメータを計測する計量全てが動作可能な状態であることを確認する。 および A2 計装係課長は、当該計器の動作確認ができること、管理範囲を抽出する。 および A3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	計装係 保安課長 17ヶ月に 1回		
	低温炉安全注入流量	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	B 代替パラメータを計測する計量全てが動作可能な状態であることを確認する。 および B1 当直課長は、主要パラメータを計測する計量全てが動作可能な状態であることを確認する。 および B2 計装係課長は、当該計器の動作確認ができること、管理範囲を抽出する。 および B3 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに				
	余熱除去クロー出口流量	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	C 1つの機能を確認する。全ての機能が動作可能な状態であることを確認する。 および C1 計装係課長は、当該計器の動作確認ができること、管理範囲を抽出する。 および C2 計装係課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに				
	燃料使用済みタンク水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	D モード1、2、3および4は、Cの期間を完了する前に達成できない場合。	1.2時間				
	加圧器水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	E モード1、2、3および6において条件AまたはBの措置を完了する前に達成できない場合。	5.6時間				
	原子炉水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	F 原子炉水位は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ¹⁰⁾ 。	7.2時間				
	燃料燃焼炉サブB位減水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	G 原子炉水位は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ¹⁰⁾ 。	7.2時間				
	燃料燃焼炉サブA位減水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	H 原子炉水位は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ¹⁰⁾ 。	7.2時間				
	燃料燃焼炉サブC位減水位	① 燃料使用済みタンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料燃焼炉サブB位減水位	1	I 原子炉水位は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ¹⁰⁾ 。	7.2時間				

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機器 ^{※1}	測定パラメータ ^{※2}	測定パラメータ ^{※3}	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当者
原子炉格納容器 ^{※4} の注水	内部スプレッド量積算 ①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	原子炉下部キャビティ注水ポンプ ①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	代換パラメータ ^{※2}	代換パラメータ ^{※3}	モード1, 2, 3, 4, 5および6	A 主要パラメータを計測する計量装置が動作不能である場合 B 1ヶ月に1回	A.1 当置係は、代換パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 A.3 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。	速やかに	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	1ヶ月に1回	計量係 保修係
	温度調整安全注入流量	原子炉下部キャビティ注水ポンプ ①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	モード1, 2, 3, 4, 5および6	B.1 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 B.2 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 B.3 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。	速やかに	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	1ヶ月に1回	計量係 保修係
	低溫調整安全注入流量	原子炉下部キャビティ注水ポンプ ①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	モード1, 2, 3, 4, 5および6	C.1 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 C.2 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 C.3 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。	速やかに	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	1ヶ月に1回	計量係 保修係
	系統除沫クーラー出口流量	原子炉下部キャビティ注水ポンプ ①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	モード1, 2, 3, 4, 5および6	D.1 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 D.2 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 D.3 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。	速やかに	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	1ヶ月に1回	計量係 保修係
	【蒸気ライン流量】 ^{※4}	原子炉下部キャビティ注水ポンプ ①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	①燃料取替用タンク水位 ②燃料格納容器サブB水位	モード1, 2, 3, 4, 5および6	E.1 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 E.2 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。 E.3 当置係は、当置係が動作可能であることを確認する。	速やかに	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	当置係の項目を行う。 当置係が動作不能である場合は、当置係より速やかに修理を行う。	1ヶ月に1回	計量係 保修係

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機器 ^{※1}	測定パラメータ ^{※2}	測定チャンネル数	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	措置事項	担当
原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力	格納容器広域圧力	①主要パラメータの格納容器内圧力 ②格納容器内圧力	1	モード1, 2, 3, 4, および6	A 1 当監視系は、格納パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当監視系は、当格納容器内に異常な圧力があることを検知する。 A.3 当監視系は、当格納容器内の圧力を監視する。	1ヶ月に1回	速やかに	機器の損傷を行う。	定期事業者検査時	計測 保護員または 電気 修理工長 [※]	記載の変更（線種の変更）
原子炉格納容器内の水位	格納容器内水位	格納容器広域圧力	①主要パラメータの格納容器内圧力 ②格納容器内圧力	1	モード1, 2, 3, 4, および6	B 1 当監視系は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 当監視系または電気保護員が異常な水位を検知する。 B.3 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。	1ヶ月に1回	速やかに	機器の損傷を行う。	定期事業者検査時	計測 保護員または 電気 修理工長 [※]	記載の変更（線種の変更）
原子炉格納容器内の水位	格納容器内水位	格納容器広域圧力	①格納容器内圧力	1	モード1, 2, 3, 4, および6	C 1 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。 C.2 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。 C.3 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。	1ヶ月に1回	速やかに	機器の損傷を行う。	定期事業者検査時	計測 保護員または 電気 修理工長 [※]	記載の変更（線種の変更）
原子炉格納容器内の水位	格納容器内水位	格納容器広域圧力	①格納容器内圧力	1	モード1, 2, 3, 4, および6	D 1 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。 D.2 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。 D.3 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。	1ヶ月に1回	速やかに	機器の損傷を行う。	定期事業者検査時	計測 保護員または 電気 修理工長 [※]	記載の変更（線種の変更）
原子炉格納容器内の水位	格納容器内水位	格納容器広域圧力	①格納容器内圧力	1	モード1, 2, 3, 4, および6	E 1 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。 E.2 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。 E.3 当監視系は、当格納容器内の水位を監視する。	1ヶ月に1回	速やかに	機器の損傷を行う。	定期事業者検査時	計測 保護員または 電気 修理工長 [※]	記載の変更（線種の変更）

※E：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。

※E：原子炉下部キャビティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

理由

分類	主要バロメータ	主要バロメータ	所要求するバロメータ	適用モード	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	
原子炉格納容器内水位	原子炉格納容器水位	原子炉格納容器水位	原子炉格納容器水位	モード1	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出	異常検出

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

変更前

理由

分類	主要パラメータ 可搬卸ニユロス内水素 濃度計測装置	機能 ^(注1) ①主要パラメータの予備	適用 モード 1、2、 3、4、 5および 6	所定 サイクル 1	項目	頻度	担当
					所要サイクル数を満足できない場合の措置 ^(注3) A.1 当装置は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および A.2 当該装置は、当該装置に切替可能なことが確認されるような措置を講じる。 および A.3.1 当該装置は、当該装置を動作可能な状態にする。 または A.3.2 当該装置は、代替装置 ^(注4) を稼働し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 当該装置は、当該装置が動作可能な状態であることを確認する。 および B.2 当該装置は、当該装置が故障状態であることを確認し、当該装置を修理する。 および B.3.1 当該装置は、当該装置を動作可能な状態にする。 または B.3.2 当該装置は、代替装置 ^(注4) を稼働し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当該装置は、当該装置の主要パラメータまたは、代替パラメータを1年以内、動作可能な状態に復旧する。 D.モード1、2、3においておよび4において動作可能な状態に復旧する期間に満たない場合 E.モード5および6において条件AまたはBの措置を実施した時点で、当該装置は、1次冷却中停止する措置を講ずる。	定期事業 者検査時 3ヶ月に 1回 計測 誤差 10%	計測 誤差 10%
					所要サイクル数を満足できない場合の措置 ^(注3) A.1 当装置は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および A.2 当該装置は、当該装置に切替可能なことが確認されるような措置を講じる。 および A.3.1 当該装置は、当該装置を動作可能な状態にする。 または A.3.2 当該装置は、代替装置 ^(注4) を稼働し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 当該装置は、当該装置が動作可能な状態であることを確認する。 および B.2 当該装置は、当該装置が故障状態であることを確認し、当該装置を修理する。 および B.3.1 当該装置は、当該装置を動作可能な状態にする。 または B.3.2 当該装置は、代替装置 ^(注4) を稼働し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 C.1 当該装置は、当該装置の主要パラメータまたは、代替パラメータを1年以内、動作可能な状態に復旧する。 D.モード1、2、3においておよび4において動作可能な状態に復旧する期間に満たない場合 E.モード5および6において条件AまたはBの措置を実施した時点で、当該装置は、1次冷却中停止する措置を講ずる。	定期事業 者検査時 3ヶ月に 1回 計測 誤差 10%	計測 誤差 10%

※3：代替品の状況等。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要バロメータ	機能 ^{※1}	代検バロメータ ^{※2}	所定バロメータ ^{※3}	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	取扱
格納炉内高圧レンジエリアモニタ (高レンジ)	①主要バロメータの地チャンネル	①主要バロメータの地チャンネル	①主要バロメータの地チャンネル	1	モード1, 2, 3, 4, および6	A.1 当直員は、代検バロメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 A.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.1 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.2 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 C.1 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 D. モード1, 2, 3において、当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.1 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.2 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。動作不能でないことを確認する。	定期事業 1ヶ月に1回	計測係 当直員 当直員	
格納炉内高圧レンジエリアモニタ (低レンジ)	①主要バロメータの地チャンネル	①主要バロメータの地チャンネル	①主要バロメータの地チャンネル	1	モード1, 2, 3, 4, および6	A.1 当直員は、代検バロメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 A.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.1 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.2 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 C.1 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 D. モード1, 2, 3において、当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.1 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.2 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。動作不能でないことを確認する。	定期事業 1ヶ月に1回	計測係 当直員 当直員	
格納炉内高圧レンジエリアモニタ (低レンジ)	①主要バロメータの地チャンネル	①主要バロメータの地チャンネル	①主要バロメータの地チャンネル	1	モード1, 2, 3, 4, および6	A.1 当直員は、代検バロメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 A.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.1 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.2 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 C.1 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 D. モード1, 2, 3において、当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.1 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.2 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。動作不能でないことを確認する。	定期事業 1ヶ月に1回	計測係 当直員 当直員	
格納炉内高圧レンジエリアモニタ (低レンジ)	①主要バロメータの地チャンネル	①主要バロメータの地チャンネル	①主要バロメータの地チャンネル	1	モード1, 2, 3, 4, および6	A.1 当直員は、代検バロメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 A.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.1 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.2 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 B.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 C.1 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 D. モード1, 2, 3において、当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.1 当直員は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.2 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。 E.3 計測係は、当直員が動作可能であることを確認する。	速やかに	機能の確認を行う。動作不能でないことを確認する。	定期事業 1ヶ月に1回	計測係 当直員 当直員	

記載の適正化 (線種の変更)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要バランサ	機 能 ^{※1}	所要バランサ ^{※2}	所要バランサ ^{※3}	運用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	実施事項	担当
出力領域中性子束	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③1次冷却材循環温度(広域)	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③1次冷却材循環温度(広域)	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③1次冷却材循環温度(広域)	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③1次冷却材循環温度(広域)	1 および 2	A. 主要バランサを計測する計測室が動作不能である場合 B. 出力領域中性子束は、当該計測室に動作不能である場合 C. 1次冷却材循環温度は、当該計測室に動作不能である場合 D. 1次冷却材循環温度は、当該計測室に動作不能である場合	A.1 当該計測室は、当該計測室が動作不能であることを確認する。 A.2 当該計測室は、当該計測室に動作不能であることを確認する。 A.3 当該計測室は、当該計測室に動作不能であることを確認する。	30日	運用の保証を行う。動作不能でないことを確認する。出力領域中性子束は、当該計測室に動作不能である場合、当該計測室に動作不能であることを確認する。	定期事業 1ヶ月に1回	定期事業 1ヶ月に1回	計測室長 保安部長 当直班長
中間領域中性子束	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③中性子束領域中性子束 ^{※9} ④ほう線タンク水位	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③中性子束領域中性子束 ^{※9} ④ほう線タンク水位	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③中性子束領域中性子束 ^{※9} ④ほう線タンク水位	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③中性子束領域中性子束 ^{※9} ④ほう線タンク水位	1	B. 出力領域中性子束は、当該計測室に動作不能であることを確認する。 C. 1次冷却材循環温度は、当該計測室に動作不能であることを確認する。 D. 1次冷却材循環温度は、当該計測室に動作不能であることを確認する。	B.1 当該計測室は、当該計測室に動作不能であることを確認する。 B.2 当該計測室は、当該計測室に動作不能であることを確認する。 B.3 当該計測室は、当該計測室に動作不能であることを確認する。	30日	運用の保証を行う。動作不能でないことを確認する。出力領域中性子束は、当該計測室に動作不能であることを確認する。中性子束領域中性子束は、当該計測室に動作不能であることを確認する。	定期事業 1ヶ月に1回	定期事業 1ヶ月に1回	計測室長 保安部長 当直班長
中性子束領域中性子束	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③ほう線タンク水位	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③ほう線タンク水位	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③ほう線タンク水位	①主要バランサの中性子束 ②出力領域中性子束 ③ほう線タンク水位	1	C. 1次冷却材循環温度は、当該計測室に動作不能であることを確認する。 D. 1次冷却材循環温度は、当該計測室に動作不能であることを確認する。	C.1 当該計測室は、当該計測室に動作不能であることを確認する。 D.1 当該計測室は、当該計測室に動作不能であることを確認する。	7.2時間 1.2時間	運用の保証を行う。動作不能でないことを確認する。出力領域中性子束は、当該計測室に動作不能であることを確認する。ほう線タンク水位は、当該計測室に動作不能であることを確認する。	定期事業 1ヶ月に1回	定期事業 1ヶ月に1回	計測室長 保安部長 当直班長

※9：P-6以上において、中性子束領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

※9：P-6以上において、中性子束領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要バランメータ 〔中間領域起動車〕※①	機能① ①中間領域中性子系※②	所要求 ヤシ本 が表 1	適用 モード モード 2、3、 4、5 お よび6	所要求バランメータを 満足できない場合の措置③	完了時間	項目	確認事項		
								項目	頻度	担当
					A.1 当直員は、主要バランメータの計測する計量器が動作不能であることを検知する。 および A.2 計読保線課長は、当該計器の異常状態であることを確認し、措置を講じる。 および A.3 計読保線課長は、当該計器を動作可能な状態にする。		機器の保証を行うことができないことを指示し、より確認する。	計読保線課長 保安課長 発生後 1ヶ月に1回		
					B.1 計読保線課長は、当該領域の主要バランメータまたは、代替バランメータを1年以内、上記可能な状態に復帰させる。	7.2時間				
					C.1 当直員は、モード3にす び4において条件 AまたはBの措置 および C.2 当直員は、モード5にす 成てまない場合	1.2時間 5.6時間				
					D.モード5および6 において条件AまたはBの措置を講じたにもかかわらず、7時間以内に異常が および D.2 当直員は、1次外部材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。					

分類	主要バランメータ 〔中間領域起動車〕※①	機能① ①中間領域中性子系※②	所要求 ヤシ本 が表 1	適用 モード モード 2、3、 4、5 お よび6	所要求バランメータを 満足できない場合の措置③	完了時間	項目	確認事項		
								項目	頻度	担当
					A.1 当直員は、主要バランメータの計測する計量器が動作不能であることを検知する。 および A.2 計読保線課長は、当該計器の異常状態であることを確認し、措置を講じる。 および A.3 計読保線課長は、当該計器を動作可能な状態にする。		機器の保証を行うことができないことを指示し、より確認する。	計読保線課長 保安課長 発生後 1ヶ月に1回		
					B.1 計読保線課長は、当該領域の主要バランメータまたは、代替バランメータを1年以内、上記可能な状態に復帰させる。	7.2時間				
					C.1 当直員は、モード3にす び4において条件 AまたはBの措置 および C.2 当直員は、モード5にす 成てまない場合	1.2時間 5.6時間				
					D.モード5および6 において条件AまたはBの措置を講じたにもかかわらず、7時間以内に異常が および D.2 当直員は、1次外部材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。					

記載の適正化（線種の変更）

製造所の報告書とは別報

製造所の報告書とは別報

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機能 ¹⁾	所要求の ヤン本 が成 モード	項目 モード モード	項目 モード モード	項目 モード モード	項目 モード モード	項目 モード モード	項目 モード モード	項目 モード モード	項目 モード モード
蒸気発生器減圧水位	①主要パラメータの値 ネル ②蒸気発生器減圧水位 ③主蒸気ライン圧力 ④補助給水流量	①主要パラメータの値 ネル ②蒸気発生器減圧水位 ③主蒸気ライン圧力 ④補助給水流量	1	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6
主蒸気ライン圧力	①主要パラメータの値 ネル ②蒸気発生器減圧水位 ③補助給水流量	①主要パラメータの値 ネル ②蒸気発生器減圧水位 ③補助給水流量	1	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6
1次冷却材圧力	①主要パラメータの値 ネル ②蒸気発生器減圧水位 ③主蒸気ライン圧力 ④1次冷却材減圧温度（広域） ⑤1次冷却材減圧温度（広域）	①主要パラメータの値 ネル ②蒸気発生器減圧水位 ③主蒸気ライン圧力 ④1次冷却材減圧温度（広域） ⑤1次冷却材減圧温度（広域）	1	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6	1 2 3 4 5 6

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機能 ^①	設定値	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
格納容器ヘバースの監視	【復元器空圧抽出ポンプモニタ】 ^{①②}	① 代償パラメータ ^{③④} ② 高気圧生器球継水水位 ③ 主蒸気ライン圧力	1	モード 1、2、3、4、5および6	A 代償パラメータを計測する計測室で動作不能である場合 A.1 当置置系は、主要パラメータが動作不能であることを確認する。 A.2 当置置系は、当置置系に異常状態があることを検知し、当置置系に異常状態があることを検知する。 A.3 計測器故障時は、当置置系を動作可能な状態にする。	1ヶ月に1回	計測 保守部長	記載の変更		
	【高気圧生器ブロワー下水モニタ】 ^{①②}	① 高気圧生器球継水水位 ② 主蒸気ライン圧力	1		B 1つの機能を確認する為の仕様が動作不能である場合 B.1 計測器故障時は、当置置系の主要パラメータまたは、代償パラメータを1半段以上動作可能な状態に復帰する。 B.2 当置置系は、モード5に動作不能である場合 B.3 当置置系は、モード5に動作不能である場合	7.2時間				
格納容器ヘバースの監視	【補助復元器ポンプモニタ】 ^{①②}	① 1次冷却材圧力 ② 加圧器水水位 ③ 格納容器ポンプBの破砕水水位 ④ 高気圧生器球継水水位 ⑤ 主蒸気ライン圧力	1	モード 1、2、3および4	C モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を変更した期間内に達成できない場合 D モード5および6において条件AまたはBの措置を変更した期間内に達成できない場合	1.2時間				
	【加圧器冷却システム圧力】 ^{①②}	① 1次冷却材圧力 ② 加圧器水水位 ③ 1次冷却材圧力 ④ 加圧器水水位 ⑤ 1次冷却材圧力 ⑥ 加圧器水水位	1		E 1つの機能を確認する為の仕様が動作不能である場合 E.1 計測器故障時は、当置置系の主要パラメータまたは、代償パラメータを1半段以上動作可能な状態に復帰する。 E.2 当置置系は、モード5に動作不能である場合 E.3 当置置系は、モード5に動作不能である場合	5.6時間				

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

85-16-1の2 計装設備（3号炉および4号炉）

分類	主要パラメータ	機能 ¹⁾	所要求 ヤンネ が次	適用 モード	項目	頻度	担当
原子炉出力監視 速度	1次冷却材高温側温度 (広域)	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材高温側温度(広域)	1	1, 2, 3, 4, 5および6	監視の保証 を行う。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
	1次冷却材低温側温度 (広域)	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材低温側温度(広域)	1	5および6	動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
原子炉出力監視 速度	①炉心出口温度 ^{※1}	①1次冷却材高温側温度(広域) ②1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材高温側温度(広域) ③1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
原子炉出力監視 速度	①炉心出口温度 ^{※1}	①1次冷却材高温側温度(広域) ②1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材高温側温度(広域) ③1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
原子炉出力監視 速度	①炉心出口温度 ^{※1}	①1次冷却材高温側温度(広域) ②1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材高温側温度(広域) ③1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員

※1：プラント起動に伴う計装校正、真空中メンテナンスおよび原子炉格納容器内温度検出時に計装保証が確保されることを示す。
 ※2：主要パラメータに配属する検出器は検出位置であり、代替パラメータが確保されることを示す。
 ※3：ヤンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4：(1)は多相性蒸気温度を示す。多相性蒸気温度は運転上の制限を適用しない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

85-16-1の2 計装設備（3号炉および4号炉）

分類	主要パラメータ	機能 ¹⁾	所要求 ヤンネ が次	適用 モード	項目	頻度	担当
原子炉出力監視 速度	1次冷却材高温側温度 (広域)	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材高温側温度(広域)	1	1, 2, 3, 4, 5および6	監視の保証 を行う。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
	1次冷却材低温側温度 (広域)	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材低温側温度(広域)	1	5および6	動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
原子炉出力監視 速度	①炉心出口温度 ^{※1}	①1次冷却材高温側温度(広域) ②1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材高温側温度(広域) ③1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
原子炉出力監視 速度	①炉心出口温度 ^{※1}	①1次冷却材高温側温度(広域) ②1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材高温側温度(広域) ③1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
原子炉出力監視 速度	①炉心出口温度 ^{※1}	①1次冷却材高温側温度(広域) ②1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員
	1次冷却材圧力	①主要パラメータの始ループ ②1次冷却材高温側温度(広域) ③1次冷却材低温側温度(広域)	1		動作不能で ないことを 指示し、必要 により修理す る。	1ヶ月に 1回	計装 係 保 修 課 員

※1：プラント起動に伴う計装校正、真空中メンテナンスおよび原子炉格納容器内温度検出時に計装保証が確保されることを示す。
 ※2：主要パラメータに配属する検出器は検出位置であり、代替パラメータが確保されることを示す。
 ※3：ヤンネル毎に個別の条件が適用される。
 ※4：(1)は多相性蒸気温度を示す。多相性蒸気温度は運転上の制限を適用しない。
 ※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

理由

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機能	所要求のモード	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当
原子炉圧容器の注水量	高圧安全注水入流量	① 主要パラメータの指示ヤン ② 燃料取用タンク水位 ③ 加圧器水位 ④ 原子炉水位 ⑤ 燃料格納罐再循環ヤンブ広域	1	1, 2, 3, 4, 5および6	A.1 当監視系は、代替パラメータを計測する計量で動作不能である場合 A.2 計保保護係長は、当該計器の異常状態であることを確認し、措置を講じる。 A.3 計保保護係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	定期検査実施時 17月に1回	計器 保護係長	記載の要
原子炉圧容器の注水量	余熱除去流量	① 主要パラメータの指示ヤン ② 燃料取用タンク水位 ③ 加圧器水位 ④ 原子炉水位 ⑤ 燃料格納罐再循環ヤンブ広域	1	1	B.1 当監視系は、代替パラメータを計測する計量で動作不能である場合 B.2 計保保護係長は、当該計器を動作可能な状態にする。 B.3 計保保護係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	定期検査実施時 17月に1回	計器 保護係長	記載の要
原子炉圧容器の注水量	電熱交換器注水ポンプ出口流量積算	① 電水タンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位 ④ 燃料格納罐再循環ヤンブ広域	1	1	C.1 計保保護係長は、当該監視系が故障状態であることを確認し、措置を講じる。 C.2 計保保護係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	7.2時間	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	定期検査実施時 17月に1回	計器 保護係長	記載の要
原子炉圧容器の注水量	〔戻り心水流量〕**	① 燃料取用タンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位	1	1	D.1 当監視系は、モード3に動作不能である場合 D.2 当監視系は、モード5に動作不能である場合	1.2時間	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	定期検査実施時 17月に1回	計器 保護係長	記載の要
原子炉圧容器の注水量	〔灌圧タンク圧力〕**	① 1次冷却材圧力 ② 2次冷却材圧力	1	1	E.1 原子炉監視係長は、原子炉監視系が故障状態であることを確認し、措置を講じる。 E.2 加圧器監視係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	5.6時間	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	定期検査実施時 17月に1回	計器 保護係長	記載の要
原子炉圧容器の注水量	〔注水注入流量積算〕**	① 燃料取用タンク水位 ② 加圧器水位 ③ 原子炉水位	1	1	F.1 当監視系は、代替パラメータを計測する計量で動作不能である場合 F.2 計保保護係長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機器の保証を行う。動作不能でないことを指示確認する。	定期検査実施時 17月に1回	計器 保護係長	記載の要

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機能 ^{※1}	測定パラメータ ^{※2}	測定モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	実施事項	
原子炉格納容器の注水量	格納容器スプレッド流量 算	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	1 1、2、 3、4、 5および 6	A.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および A.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および A.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	A.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および A.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および A.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	速やかに 30日	異常の発生 を行う。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。	1回 1回 1回	定期事業 者検査時 1か月に 1回	計測 係長 計測 係長 計測 係長
原子炉格納容器の注水量	格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	1 1	B.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および B.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および B.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	B.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および B.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および B.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	速やかに 72時間	異常の発生 を行う。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。	1回 1回 1回	定期事業 者検査時 1か月に 1回	計測 係長 計測 係長 計測 係長
原子炉格納容器の注水量	格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	1 1	C.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および C.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および C.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	C.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および C.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および C.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	速やかに 56時間	異常の発生 を行う。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。	1回 1回 1回	定期事業 者検査時 1か月に 1回	計測 係長 計測 係長 計測 係長
原子炉格納容器の注水量	格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	1 1	D.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および D.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および D.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	D.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および D.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および D.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	速やかに 12時間	異常の発生 を行う。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。	1回 1回 1回	定期事業 者検査時 1か月に 1回	計測 係長 計測 係長 計測 係長
原子炉格納容器の注水量	格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	①燃料取用タンク水位 ②取水タンク水位 ③格納容器再循環サブ広域 水位	1 1	E.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および E.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および E.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	E.1 測定系は、代替パラメータが動作可能なことを確認する。 および E.2 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。 および E.3 計測系は、当該計測系に異常がないことを確認する。	速やかに 56時間	異常の発生 を行う。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。 異常の発生 がないこと を確認する。	1回 1回 1回	定期事業 者検査時 1か月に 1回	計測 係長 計測 係長 計測 係長

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (第 次改正)

変更前

変更後

理由

分類	機 能 ^{※1}	所要ファンクション数を満足できない場合の措置 ^{※3}	項目	頻度	担当
原子炉格納容器内の圧力	主要パラメータ 格納容器内温度	代稼パラメータ ^{※2} ①主要パラメータの格納容器内温度 ②格納容器内温度	モード 1, 2, 3, 4, および 6	1	計測 保護部長 または 電気 検査部長 ^{※6}
	条件	A1 当監視系は、代稼パラメータが動作可能であることを確認する。 A2 代稼監視系は、当該監視系に切替可能な状態にあること。 A3 計測監視系は、当該監視系を動作可能な状態にする。	完了時に 速やかに	定期事業 者検査時	
	項目	格納容器内温度	速やかに	1ヶ月に 1回	計測 保護部長 または 電気 検査部長 ^{※6}
	頻度				
	担当				
原子炉格納容器内の圧力	主要パラメータ 格納容器内温度	代稼パラメータ ^{※2} ①主要パラメータの格納容器内温度 ②格納容器内温度	モード 1, 2, 3, 4, および 6	1	計測 保護部長 または 電気 検査部長 ^{※6}
	条件	A1 当監視系は、代稼パラメータが動作可能であることを確認する。 A2 代稼監視系は、当該監視系に切替可能な状態にあること。 A3 計測監視系は、当該監視系を動作可能な状態にする。	完了時に 速やかに	定期事業 者検査時	
	項目	格納容器内温度	速やかに	1ヶ月に 1回	計測 保護部長 または 電気 検査部長 ^{※6}
	頻度				
	担当				
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サブ広域水位	①主要パラメータの格納容器再循環サブ広域水位 ②原子炉下層キャビティ水位 ③原子炉格納容器水位 ④燃料冷却用タンク水位 ⑤格納容器スライダ駆動装置 ⑥閉鎖体管低圧注水ポンプ出口流量積算	モード 1, 2, 3, および4において 格納容器再循環サブ広域水位の値を5.7時間以内に達成できない場合 Eモード5および6において系統AまたはBの流量を完全に遮断して達成できない場合	1	計測 保護部長 または 電気 検査部長 ^{※6}
	条件	B1 当監視系は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B2 計測監視系または電気保護監視系は、当該監視系に切替可能な状態にあること。 B3 計測監視系は、当該監視系を動作可能な状態にする。	完了時に 速やかに	定期事業 者検査時	
	項目	格納容器再循環サブ広域水位	速やかに	1ヶ月に 1回	計測 保護部長 または 電気 検査部長 ^{※6}
	頻度				
	担当				

※E：原子炉下層キャビティ水位および原子炉格納容器水位について実施する。

記載の適正化 (線種の変更)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

理由

変更後

変更前

記載の適正化（線種の変更）

Table with columns: 分類, 主要バロメータ, 機能, 機能, 所要バロメータ, 説明モード, 所要件, 実施事項, 項目, 完了時間, 項度, 担当, 項目, 実施事項, 完了時間, 項度, 担当. It details operational procedures for a pressure indicator, including conditions for operation and maintenance actions.

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機器	測定パラメータ	測定モード	条件	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉中核燃料燃焼中の大気環境	可搬型樹林器内大気環境計測装置 ①主要パラメータの予備 ②計測する計測室で が動作不能である 場合 ③原子炉中核燃料燃焼装置 ④原子炉中核燃料燃焼装置	代機パラメータ	1	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	A.1 当班員は、代機パラメータが動作不能であることを確認する。 A.2 当班員は、当班員が動作不能であることを確認する。 A.3.1 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。 A.3.2 計測装置は、代機パラメータを確認し、原子炉主制御室に通知し、原子炉主制御室に報告する。 A.3.3 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。	30日	可搬型樹林器内大気環境計測装置の動作確認を行う。	3ヶ月に1回	計測 保守部長
原子炉中核燃料燃焼中の大気環境	可搬型樹林器内大気環境計測装置 ①主要パラメータの予備 ②計測する計測室で が動作不能である 場合 ③原子炉中核燃料燃焼装置 ④原子炉中核燃料燃焼装置	代機パラメータ	1	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	B.1 当班員は、代機パラメータが動作不能であることを確認する。 B.2 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。 B.3.1 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。 B.3.2 計測装置は、代機パラメータを確認し、原子炉主制御室に通知し、原子炉主制御室に報告する。 B.3.3 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。	30日	可搬型樹林器内大気環境計測装置の動作確認を行う。	3ヶ月に1回	計測 保守部長
原子炉中核燃料燃焼中の大気環境	可搬型樹林器内大気環境計測装置 ①主要パラメータの予備 ②計測する計測室で が動作不能である 場合 ③原子炉中核燃料燃焼装置 ④原子炉中核燃料燃焼装置	代機パラメータ	1	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	C.1 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。 C.2 計測装置は、代機パラメータを確認し、原子炉主制御室に通知し、原子炉主制御室に報告する。 C.3 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。	7.2時間	計測装置の動作確認を行う。	1ヶ月に1回	計測 保守部長

分類	主要パラメータ	機器	測定パラメータ	測定モード	条件	完了時間	項目	頻度	担当
原子炉中核燃料燃焼中の大気環境	可搬型樹林器内大気環境計測装置 ①主要パラメータの予備 ②計測する計測室で が動作不能である 場合 ③原子炉中核燃料燃焼装置 ④原子炉中核燃料燃焼装置	代機パラメータ	1	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	D.1 当班員は、代機パラメータが動作不能であることを確認する。 D.2 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。 D.3 計測装置は、代機パラメータを確認し、原子炉主制御室に通知し、原子炉主制御室に報告する。 D.4 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。	12時間	計測装置の動作確認を行う。	1ヶ月に1回	計測 保守部長
原子炉中核燃料燃焼中の大気環境	可搬型樹林器内大気環境計測装置 ①主要パラメータの予備 ②計測する計測室で が動作不能である 場合 ③原子炉中核燃料燃焼装置 ④原子炉中核燃料燃焼装置	代機パラメータ	1	モード 1, 2, 3, 4, 5および 6	E.1 当班員は、代機パラメータが動作不能であることを確認する。 E.2 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。 E.3 計測装置は、代機パラメータを確認し、原子炉主制御室に通知し、原子炉主制御室に報告する。 E.4 計測装置は、当班員が動作不能であることを確認する。	56時間	計測装置の動作確認を行う。	1ヶ月に1回	計測 保守部長

記載の適正化（線種の変更）

※7：代替品の検証等（可搬型樹林器内大気環境計測装置に限る）。

※7：代替品の検証等（可搬型樹林器内大気環境計測装置に限る）。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ 【ア】ニュウラス水素濃度 ^{※4}	機能 ^{※1} ①可搬型燃料貯蔵室内水素濃度 計測装置 ②燃料貯蔵室内レンシエリア モニタ ^{※2} 水素濃度監視装置 ③ア 可搬型装置	所定パラメータ ^{※3} 1 1 2 3 4 5 6	運用 モード	所要パラメータ ^{※3} を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間	項目	程度	担当
7-11-1-1-2-3 の水素監視装置	A.1 可搬型燃料貯蔵室内水素濃度を計測する計測装置が動作不能である場合 A.2 可搬型燃料貯蔵室内水素濃度を監視する装置は、当該計測装置に故障があることにより、監視不能となる可能性がある。 A.3.1 計測装置は、当該計測装置を動作可能な状態にする。 A.3.2 計測装置は、当該計測装置を修理し、原子炉主監視室に搬入し、監視装置を動作させる。	①可搬型燃料貯蔵室内水素濃度計測装置 ②燃料貯蔵室内レンシエリアモニタ ^{※2} 水素濃度監視装置 ③ア 可搬型装置	1 1 2 3 4 5 6	モード 1、2、 3、4、 5および 6	所要パラメータ ^{※3} を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間 30日 30日	燃料貯蔵室内レンシエリアモニタ ^{※2} 水素濃度監視装置の故障を修理する。 燃料貯蔵室内レンシエリアモニタ ^{※2} 水素濃度監視装置の故障を修理する。	定期事業 事後点検時 計測 保守部長	計測 保守部長

分類	主要パラメータ 【ア】ニュウラス水素濃度 ^{※4}	機能 ^{※1} ①可搬型燃料貯蔵室内水素濃度 計測装置 ②燃料貯蔵室内レンシエリア モニタ ^{※2} 水素濃度監視装置 ③ア 可搬型装置	所定パラメータ ^{※3} 1 1 2 3 4 5 6	運用 モード	所要パラメータ ^{※3} を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間	項目	程度	担当
7-11-1-1-2-3 の水素監視装置	B.1 計測装置は、当該計測装置の主要パラメータまたは、当該計測装置を動作可能な状態にする。 B.1 計測装置は、当該計測装置を修理し、原子炉主監視室に搬入し、監視装置を動作させる。 B.2 計測装置は、当該計測装置を修理し、原子炉主監視室に搬入し、監視装置を動作させる。 B.3 計測装置は、当該計測装置を修理し、原子炉主監視室に搬入し、監視装置を動作させる。	①可搬型燃料貯蔵室内水素濃度計測装置 ②燃料貯蔵室内レンシエリアモニタ ^{※2} 水素濃度監視装置 ③ア 可搬型装置	1 1 2 3 4 5 6	モード 1、2、 3、4、 5および 6	所要パラメータ ^{※3} を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間 72時間 5.6時間	燃料貯蔵室内レンシエリアモニタ ^{※2} 水素濃度監視装置の故障を修理する。 燃料貯蔵室内レンシエリアモニタ ^{※2} 水素濃度監視装置の故障を修理する。	定期事業 事後点検時 計測 保守部長	計測 保守部長

※8：代替品の増設等（可搬型燃料貯蔵室内水素濃度計測装置または、ア）ニュウラス水素濃度監視装置に限定。

※8：代替品の増設等（可搬型燃料貯蔵室内水素濃度計測装置または、ア）ニュウラス水素濃度監視装置に限定。

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 2 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要バランサータ	機 能 ^{※1}	代稼バランサータ ^{※2}	所定バランサータ ^{※3}	運用モード	条件	所要ヤーンズ1数を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間	項目	頻度	種別事項
電子炉格納容器内C及び貯蔵庫装置	格納容器内高圧レンジエリア アモニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル	①主要バランサータの地チャンネル	1	モード1、2、3、4、および6	A.1 当直員は、代稼バランサータが動作可能であることを確認する。 および A.2 代稼バランサータは、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。 および A.3 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。	速やかに	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。
	格納容器内高圧レンジエリア アモニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル ②格納容器内高圧レンジエリア モニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル ②格納容器内高圧レンジエリア モニタ（低レンジ）	1	モード1、2、3、4、および6	B.1 当直員は、代稼バランサータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。 および B.3 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。	速やかに	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。
電子炉格納容器内C及び貯蔵庫装置	格納容器内高圧レンジエリア アモニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル	①主要バランサータの地チャンネル	1	モード1、2、3、4、および6	C.1 当直員は、代稼バランサータが動作可能であることを確認する。 および C.2 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。 および C.3 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。	7.2時間	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。
	格納容器内高圧レンジエリア アモニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル ②格納容器内高圧レンジエリア モニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル ②格納容器内高圧レンジエリア モニタ（低レンジ）	1	モード1、2、3、4、および6	D.1 当直員は、代稼バランサータが動作可能であることを確認する。 および D.2 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。 および D.3 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。	1.2時間	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。
電子炉格納容器内C及び貯蔵庫装置	格納容器内高圧レンジエリア アモニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル	①主要バランサータの地チャンネル	1	モード1、2、3、4、および6	E.1 当直員は、代稼バランサータが動作可能であることを確認する。 および E.2 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。 および E.3 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。	5.6時間	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。
	格納容器内高圧レンジエリア アモニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル ②格納容器内高圧レンジエリア モニタ（低レンジ）	①主要バランサータの地チャンネル ②格納容器内高圧レンジエリア モニタ（低レンジ）	1	モード1、2、3、4、および6	F.1 当直員は、代稼バランサータが動作可能であることを確認する。 および F.2 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。 および F.3 計器係理者は、当該計器が故障している場合に限り動作可能となる。	速やかに	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。	定期検査修繕計画に基づき、1ヶ月に1回実施する。

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

Table with columns: 分類 (Classification), 主要バロメータ (Main Parameters), 機 能 (Function), 所要ファンホリ数を満足できない場合の措置 (Measures when fan hole count is not satisfied), 運用モード (Operation Mode), 所要ファンホリ数 (Required Fan Holes), 主要バロメータ (Main Parameters), 出力領域中性子束 (Output Domain Neutron Flux), 中間領域中性子束 (Intermediate Domain Neutron Flux), 中性子源領域中性子束 (Neutron Source Domain Neutron Flux), 項目 (Item), 完了時間 (Completion Time), 措置 (Measures), 所定事項 (Specified Items).

※9：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

変更後

Table with columns: 分類 (Classification), 主要バロメータ (Main Parameters), 機 能 (Function), 所要ファンホリ数を満足できない場合の措置 (Measures when fan hole count is not satisfied), 運用モード (Operation Mode), 所要ファンホリ数 (Required Fan Holes), 主要バロメータ (Main Parameters), 出力領域中性子束 (Output Domain Neutron Flux), 中間領域中性子束 (Intermediate Domain Neutron Flux), 中性子源領域中性子束 (Neutron Source Domain Neutron Flux), 項目 (Item), 完了時間 (Completion Time), 措置 (Measures), 所定事項 (Specified Items).

※9：P-6以上において、中性子源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足しないとはみなさない。

理 由

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

分類	主要炉内機器 (中間領域起動機) ^{※1}	代替炉内機器 ^{※2} ①中間領域中性子東	所管システム 構成	適用 モード	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
	(中性子源領域起動機) ^{※1}	①中性子源領域中性子東 ^{※2}	1	モード 2, 3, 4, 5 および6	A.1 特殊炉内機器を 計測する計器全て が動作可能な状態 の場合 A.2 計装係調整表は、当該計器 の動作確認できること及び 計装係調整表の再確認を および A.3 計装係調整表は、当該計器 を動作可能な状態にする。	遅やかに	機器の保証 を行うこと を指示し、 指示確認す る。	定期検査 実施後 者が定時 1ヶ月に 1回	計装 係調整 係等 1ヶ月に 1回	計装 係調整 係等
	保安規定に規定されている機器		1	モード 2, 3, 4, 5 および6	B.1 計装係調整表は、当該機器 の主要炉内機器または、 計装係調整表の再確認を および C.1 当直員は、モード3にす る。	遅やかに	動作可能な状態に 維持する こと			
			1	モード 2, 3, 4, 5 および6	C.1 当直員は、モード3にす る。 C.2 当直員は、モード5にす る。	遅やかに	動作可能な状態に 維持する こと			
			1	モード 2, 3, 4, 5 および6	D.1 計装係調整表は、計装係 調整表の再確認を および D.2 計装係調整表は、1次外部材中 のほうき油膜が低下する操 作を中止する。	遅やかに	動作可能な状態に 維持する こと			

変更後

分類	主要炉内機器 (中間領域起動機) ^{※1}	代替炉内機器 ^{※2} ①中間領域中性子東	所管システム 構成	適用 モード	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当者
	(中性子源領域起動機) ^{※1}	①中性子源領域中性子東 ^{※2}	1	モード 2, 3, 4, 5 および6	A.1 特殊炉内機器を 計測する計器全て が動作可能な状態 の場合 A.2 計装係調整表は、当該計器 の動作確認できること及び 計装係調整表の再確認を および A.3 計装係調整表は、当該計器 を動作可能な状態にする。	遅やかに	機器の保証 を行うこと を指示し、 指示確認す る。	定期検査 実施後 者が定時 1ヶ月に 1回	計装 係調整 係等 1ヶ月に 1回	計装 係調整 係等
	保安規定に規定されている機器		1	モード 2, 3, 4, 5 および6	B.1 計装係調整表は、当該機器 の主要炉内機器または、 計装係調整表の再確認を および C.1 当直員は、モード3にす る。	遅やかに	動作可能な状態に 維持する こと			
			1	モード 2, 3, 4, 5 および6	C.1 当直員は、モード3にす る。 C.2 当直員は、モード5にす る。	遅やかに	動作可能な状態に 維持する こと			
			1	モード 2, 3, 4, 5 および6	D.1 計装係調整表は、計装係 調整表の再確認を および D.2 計装係調整表は、1次外部材中 のほうき油膜が低下する操 作を中止する。	遅やかに	動作可能な状態に 維持する こと			

記載の適正化（線種の変
更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

理由

変更後

変更前

記載の適正化（線種の変更）

分類	主要パラメータ	監視機能	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム	発生アラーム
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

※1: 代替品の補充等（燃料管理員補償ユニット）の適度（SA）および原子炉補給冷却ポンプ（タンク）加圧ライン圧力に関する。
 ※2: 原子炉補給冷却ポンプ（タンク）加圧ライン圧力に関する。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ 〔復元器空箱抽出器ガスモニタ〕※ ¹	機能※ ¹	異常パラメータ A 1 代検出アラーム発生 B 1 1つ以上の機能名確認する全ての状態が動作不能である場合	運用モード	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	項目	頻度	担当	
<p>保安規定の適用範囲 保安規定の適用範囲は、保安規定の適用範囲に規定されている事項に限定される。</p>	〔復元器空箱抽出器ガスモニタ〕※ ¹	①高気圧生器試験水位 ②高気圧生器試験水位	A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	モード 1、2、3、4、および6	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	動作不能で進行を中止し、より適切な対応を行う。	1ヶ月に1回	計設 保安規定	
	〔高気圧生器試験水位モニタ〕※ ¹	①高気圧生器試験水位 ②高気圧生器試験水位	B 1 1つ以上の機能名確認する全ての状態が動作不能である場合	モード 1、2、3、4、および6	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	動作不能で進行を中止し、より適切な対応を行う。	1ヶ月に1回	計設 保安規定	
	〔安全確認装置ガスモニタ〕※ ¹	①1次冷却材圧力 ②1次冷却材圧力 ③1次冷却材圧力	C 1 当直員は、モード3にす	モード 1、2、3	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	動作不能で進行を中止し、より適切な対応を行う。	1ヶ月に1回	計設 保安規定
	〔加圧器試験タンク圧力〕※ ¹	①1次冷却材圧力 ②1次冷却材圧力 ③1次冷却材圧力	D 1 当直員は、モード3にす	モード 1、2、3	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	異常パラメータ A 1 当直員は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 当該保安規定は、当該状態が異常に分類される場合、および当該保安規定は、当該状態を動作可能な状態にする。	動作不能で進行を中止し、より適切な対応を行う。	1ヶ月に1回	計設 保安規定

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

変更後

理由

分類	主要パラメータ	機器	測定	適用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	実施事項	担当
水の確保	燃料貯蔵用タンク水位	①主要パラメータの取サンネル ②燃料貯蔵用タンク水位	①主要パラメータの取サンネル ②燃料貯蔵用タンク水位	モード 1、2、3、4、5および6	A.1 主要パラメータを計測する計測全てが動作不能である場合 A.2 計測不能である場合 A.3 計測不能である場合	A.1 追加調査は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 追加調査は、当該計測装置に問題がある場合、当該計測装置を修理する。 A.3 計測不能は、当該計測装置が動作不能であることを確認する。	遅やかに	機器の故障を確認し、修理を行う。動作不能でないことを確認し、計測不能を取り除く。	定期事業 1ヶ月に1回	定期事業 1ヶ月に1回	計測 保安部長 当直部長
	循環タンク水位	①主要パラメータの取サンネル ②熱気発生器補助給水流量 ③燃料貯蔵用タンク水位 ④流量計算	①主要パラメータの取サンネル ②熱気発生器補助給水流量 ③燃料貯蔵用タンク水位 ④流量計算	モード 1、2、3、4、5および6	B.1 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 B.2 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 B.3 計測不能は、当該計測装置が動作不能であることを確認する。	B.1 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 B.2 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 B.3 計測不能は、当該計測装置が動作不能であることを確認する。	遅やかに	機器の故障を確認し、修理を行う。動作不能でないことを確認し、計測不能を取り除く。	定期事業 1ヶ月に1回	定期事業 1ヶ月に1回	計測 保安部長 当直部長
水の確保	循環タンク水位	①主要パラメータの取サンネル ②熱気発生器補助給水流量 ③燃料貯蔵用タンク水位 ④流量計算	①主要パラメータの取サンネル ②熱気発生器補助給水流量 ③燃料貯蔵用タンク水位 ④流量計算	モード 1、2、3、4、5および6	C.1 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 C.2 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 C.3 計測不能は、当該計測装置が動作不能であることを確認する。	C.1 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 C.2 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 C.3 計測不能は、当該計測装置が動作不能であることを確認する。	遅やかに	機器の故障を確認し、修理を行う。動作不能でないことを確認し、計測不能を取り除く。	定期事業 1ヶ月に1回	定期事業 1ヶ月に1回	計測 保安部長 当直部長
	ほう湯タンク水位	①主要パラメータの取サンネル ②出力制限中性子束 ③中間貯蔵中性子束 ④中性子源領域中性子束	①主要パラメータの取サンネル ②出力制限中性子束 ③中間貯蔵中性子束 ④中性子源領域中性子束	モード 1、2、3、4、5および6	D.1 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 D.2 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 D.3 計測不能は、当該計測装置が動作不能であることを確認する。	D.1 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 D.2 追加調査は、当該計測装置が動作可能であることを確認する。 D.3 計測不能は、当該計測装置が動作不能であることを確認する。	遅やかに	機器の故障を確認し、修理を行う。動作不能でないことを確認し、計測不能を取り除く。	定期事業 1ヶ月に1回	定期事業 1ヶ月に1回	計測 保安部長 当直部長

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

85-16-2 可搬型計測器（1号炉および2号炉）

設備	所要数	適用モード	条件	措置		確認事項
				項目	担当	
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A.動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A.1 計装係修理長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 計装係修理長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	機器の故障を行う、動作可能なとを確認する。 3ヶ月に1回	計装係修理長
			B.条件の措置を完了期間内に達成できない場合	B.1 当班長は、モード3にする。 および B.2 当班長は、モード5にする。	12時間 56時間	
			A.動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A.1 計装係修理長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 計装係修理長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに	

※1：代替品の補修等。

変更後

85-16-2 可搬型計測器（1号炉および2号炉）

設備	所要数	適用モード	条件	措置		確認事項
				項目	担当	
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A.動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A.1 計装係修理長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 計装係修理長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	機器の故障を行う、動作可能なとを確認する。 3ヶ月に1回	計装係修理長
			B.条件の措置を完了期間内に達成できない場合	B.1 当班長は、モード3にする。 および B.2 当班長は、モード5にする。	12時間 56時間	
			A.動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A.1 計装係修理長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 計装係修理長は、代替措置 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに	

※1：代替品の補修等。

理由

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

85-16-2の2 可搬型計測器（3号炉および4号炉）

設備	所要数	運用モード	条件	措置	完了時間	確認事項	項目	頻度	担当
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A.動作可能な設備が所要数を満たしていない場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 計器修繕課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 計器修繕課長は、代替計器 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日 30日	機器の故障を発生し、動作可能であると確認する。	機器の故障を発生し、動作可能であると確認する。	3ヶ月に1回	計器修繕課長
				B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
		モード5および6	A.動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A.1 計器修繕課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 計器修繕課長は、代替計器 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに				

※1：代替品の種別等。

変更後

85-16-2の2 可搬型計測器（3号炉および4号炉）

設備	所要数	運用モード	条件	措置	完了時間	確認事項	項目	頻度	担当
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A.動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A.1 計器修繕課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 計器修繕課長は、代替計器 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30日 30日	機器の故障を発生し、動作可能であると確認する。	機器の故障を発生し、動作可能であると確認する。	3ヶ月に1回	計器修繕課長
				B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間				
		モード5および6	A.動作可能な設備が所要数を満たしていない場合	A.1 計器修繕課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 計器修繕課長は、代替計器 [※] を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに				

※1：代替品の種別等。

理由

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更後

変更前

85-16-3 記録（1号炉および2号炉）

85-16-3 記録（1号炉および2号炉）

設備	所属数・系統数	適用モード	条件	所属数・系統数が満足できない場合の措置			確認事項		
				措置	完了時期	項目	項目	頻度	担当
可燃性物質計測装置（特殊型） 機器類外周ユニット入口温度/出口温度（SA）用	3個	モード1、2、3、4、5 および6	A. 動作可能な設備が所属数を満たしていない場合 および A.2 訂正係数係数は、代替用値**を算出し、原子炉主制御室の監視と実施する措置を開始する。	速やかに	機器の確認を行う 動作可能なことを確認する。	定期検査 定期検査 者検査時 3ヶ月に1回	計装 計装 計装 計装 計装 計装 計装 計装	記録の適正化（線種の変更）	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 ^{※1}	モード1、2、3、4、5 および6	A. 動作可能な設備が所属数・系統数を満たしていない場合 および A.2 訂正係数係数は、代替用値**を算出し、原子炉主任技術者の確認を経て実施する措置を開始する。	速やかに	動作可能なことを確認する。	1ヶ月に1回	計装 係数係数		
SPDS表示装置	4台 ^{※1}			速やかに					

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の全計測装置・系統数。
※2：代替品の積算またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録装置を確保すること等をいう。

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

85-16-3の2 記録（3号炉および4号炉）

設備	所置数・系統数	適用モード	条件	措置		確認事項		
				項目	項目			
可燃性ガス検知装置（検知部） 燃焼制御ユニット入口温度／ 出口温度（SA）用	4個	モード1、2、3、4、5 および6	A. 動作可能な設備が所置数を満たしていない場合	措置 A.1 記録係保護員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 記録係保護員は、代替用器具を稼働し、原子炉主制御室の監視を継続して実施する措置を開始する。	項目 機能の確認を行う。 動作可能な状態にあることを確認する。	確認事項 項目 定期検査実施時、3ヶ月に1回確認する。	担当 記録係 保護員	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 ^{※1}	モード1、2、3、4、5 および6	A. 動作可能な設備が所置数・系統数を満たしていない場合	措置 A.1 記録係保護員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 記録係保護員は、代替用器具を稼働し、原子炉主任技術者の確認を待て実施する措置を開始する。	項目 動作可能な状態にあることを確認する。	項目 機能の確認を行う。 動作可能な状態にあることを確認する。	項目 定期検査実施時、3ヶ月に1回確認する。	担当 記録係 保護員
SPDS表示装置	4台 ^{※1}							

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数。系統数。

※2：代替品の積算またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

変更後

85-16-3の2 記録（3号炉および4号炉）

設備	所置数・系統数	適用モード	条件	措置		確認事項		
				項目	項目			
可燃性ガス検知装置（検知部） 燃焼制御ユニット入口温度／ 出口温度（SA）用	4個	モード1、2、3、4、5 および6	A. 動作可能な設備が所置数を満たしていない場合	措置 A.1 記録係保護員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 記録係保護員は、代替用器具を稼働し、原子炉主制御室の監視を継続して実施する措置を開始する。	項目 機能の確認を行う。 動作可能な状態にあることを確認する。	確認事項 項目 定期検査実施時、3ヶ月に1回確認する。	担当 記録係 保護員	
安全パラメータ表示システム（SPDS）	1系列 ^{※1}	モード1、2、3、4、5 および6	A. 動作可能な設備が所置数・系統数を満たしていない場合	措置 A.1 記録係保護員は、当該設備を動作可能な状態に復帰する措置を開始する。 および A.2 記録係保護員は、代替用器具を稼働し、原子炉主任技術者の確認を待て実施する措置を開始する。	項目 動作可能な状態にあることを確認する。	項目 機能の確認を行う。 動作可能な状態にあることを確認する。	項目 定期検査実施時、3ヶ月に1回確認する。	担当 記録係 保護員
SPDS表示装置	4台 ^{※1}							

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数。系統数。

※2：代替品の積算またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

理由

記載の適正化（線種の変更）

変更前

表 85-1-18 監視測定装置

85-1-18-1 監視測定装置

機能	設備	所要数 ^{※1}	適用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	完了時期	項目	確認事項	担当
放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	8 個	モード 1、2、3、4、5、6 および緊急時に適用が認められている期間	A. 動作可能な設備が所定数を満足している場合 B.1 監視測定装置は、代務措置 ^{※3} を待たず、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A.1 監視測定装置は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 監視測定装置は、代務措置 ^{※3} を待たず、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 遅やかに	可搬式モニタリングポストの機能の増設を行う。 可搬式モニタリングポストの機能の増設を行う。	1年に1回 3ヶ月に1回	放射線管理課長
	監視用サーベイメータ	2 個					監視用サーベイメータの機能の増設を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	可搬式ガストサンアラ	2 個					可搬式ガストサンアラの機能の増設を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	GM探傷カメラ	2 個					GM探傷カメラの機能の増設を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	NaIシンチレーションカメラ	2 個					NaIシンチレーションカメラの機能の増設を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
	Cr ⁵¹ シンチレーションカメラ	1 個					Cr ⁵¹ シンチレーションカメラの機能の増設を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
	β線サーベイメータ	1 個					β線サーベイメータの機能の増設を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
	小型船舶	1 台					小型船舶の使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長

※1：1号機、2号機、3号機および4号機の設計所蔵数。
 ※2：設備毎に個別の条件が適用される。
 ※3：代務品の増設等。

変更後

表 85-1-18 監視測定装置

85-1-18-1 監視測定装置

機能	設備	所要数 ^{※1}	適用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※2}	完了時期	項目	確認事項	担当
放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	8 個	モード 1、2、3、4、5、6 および緊急時に適用が認められている期間	A. 動作可能な設備が所定数を満足している場合 B.1 監視測定装置は、代務措置 ^{※3} を待たず、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	A.1 監視測定装置は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.2 監視測定装置は、代務措置 ^{※3} を待たず、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 遅やかに	可搬式モニタリングポストの機能の増設を行う。 可搬式モニタリングポストの機能の増設を行う。	1年に1回 3ヶ月に1回	放射線管理課長
	監視用サーベイメータ	2 個					監視用サーベイメータの機能の増設を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	可搬式ガストサンアラ	2 個					可搬式ガストサンアラの機能の増設を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	GM探傷カメラ	2 個					GM探傷カメラの機能の増設を行う。	1年に1回	放射線管理課長
	NaIシンチレーションカメラ	2 個					NaIシンチレーションカメラの機能の増設を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
	Cr ⁵¹ シンチレーションカメラ	1 個					Cr ⁵¹ シンチレーションカメラの機能の増設を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
	β線サーベイメータ	1 個					β線サーベイメータの機能の増設を行う。	3ヶ月に1回	放射線管理課長
	小型船舶	1 台					小型船舶の使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長

※1：1号機、2号機、3号機および4号機の設計所蔵数。
 ※2：設備毎に個別の条件が適用される。
 ※3：代務品の増設等。

理由

記載の適正化 (線種の変更)

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由
<p>項目 設備</p> <p>可搬型気象観測装置</p>	<p>所要数を満足できない場合の措置[※]</p> <p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>項目 設備</p> <p>可搬型気象観測装置</p>	<p>所要数を満足できない場合の措置[※]</p> <p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>記載の適正化（線種の変更）</p>
<p>項目 設備</p> <p>可搬型気象観測装置</p>	<p>所要数を満足できない場合の措置[※]</p> <p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>項目 設備</p> <p>可搬型気象観測装置</p>	<p>所要数を満足できない場合の措置[※]</p> <p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>項目 設備</p> <p>燃料油貯油そう</p> <p>タンクローリー^{※4}</p>	<p>所要数を満足できない場合の措置[※]</p> <p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>項目 設備</p> <p>燃料油貯油そう</p> <p>タンクローリー^{※4}</p>	<p>所要数を満足できない場合の措置[※]</p> <p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>記載の適正化（線種の変更）</p>
<p>項目 設備</p> <p>燃料油貯油そう</p> <p>タンクローリー^{※4}</p>	<p>所要数を満足できない場合の措置[※]</p> <p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>項目 設備</p> <p>燃料油貯油そう</p> <p>タンクローリー^{※4}</p>	<p>所要数を満足できない場合の措置[※]</p> <p>完了時期</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	

※4：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の空冷式非常用発電装置の燃料供給に使用する。
 ※5：1号炉および2号炉の空冷式非常用発電装置の燃料供給に使用する。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前

表 8 5 - 2 - 1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

機能	設定値		所要求チャ ンネル・ 系統数	条件	措置	完了時間	確認事項	
	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉					項目	担当
1. A T W S緩和設備	—	—	1系統	A. A T W S緩和設備が動作不能である場合 および A. 2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能なことを確認する。 および A. 2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間	機能の確認を行う。 定期事業者検査時	計装係長
2. 蒸気発生設備	計装スハンの7%以上	計装スハンの7%以上	3 ^{※5}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 および A. 2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能なことを確認する。 および A. 2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間	設定直確認および機能の確認を行う。 定期事業者検査時	計装係長

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：A T W S緩和設備に使用するチャネルに限る。

変更後

表 8 5 - 2 - 1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

機能	設定値		所要求チャ ンネル・ 系統数	条件	措置	完了時間	確認事項	
	1号炉 および 2号炉	3号炉 および 4号炉					項目	担当
1. A T W S緩和設備	—	—	1系統	A. A T W S緩和設備が動作不能である場合 および A. 2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能なことを確認する。 および A. 2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間	機能の確認を行う。 定期事業者検査時	計装係長
2. 蒸気発生設備	計装スハンの7%以上	計装スハンの7%以上	3 ^{※5}	A. 1 チャンネルが動作不能である場合 および A. 2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能なことを確認する。 および A. 2 計装係長は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間	設定直確認および機能の確認を行う。 定期事業者検査時	計装係長

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：A T W S緩和設備に使用するチャネルに限る。

記載の適正化（線種の変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 二次改正）

変更前

表 85-20-20 通信連絡を行うために必要な設備

機能	設備	所蔵数・運用モード （条数）	要件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
遠隔操作 格納炉	衛星電話（固定）	21台	A. 動作可能な衛星電話（固定）は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日 [※]	衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、IP電話およびIP-FAXによる通信連絡の実施。	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	衛星電話（携帯）	16台	B. 動作可能な衛星電話（携帯）は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	衛星電話（携帯）、緊急時衛星通報システム、IP電話およびIP-FAXによる通信連絡の実施。	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	衛星電話（可搬）	1台	C. 動作可能な衛星電話（可搬）は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、IP電話およびIP-FAXによる通信連絡の実施。	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	トランシーバー	90台	D. 動作可能なトランシーバーは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	トランシーバー	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	携帯用無線機	36台	E. 動作可能な携帯用無線機は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	携帯用無線機	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	安全ハラメータ表示システム（SPDS）	1系列 [※]	F. 安全ハラメータ表示システムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	安全ハラメータ表示システム（SPDS）	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	安全ハラメータ伝送システム	1系列 [※]	G. 安全ハラメータ伝送システムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	安全ハラメータ伝送システム	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	SPDS表示装置	4台	H. SPDS表示装置は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	SPDS表示装置	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	緊急時衛星通報システム	4台	I. 緊急時衛星通報システムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	緊急時衛星通報システム	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	統合原子炉TV監視システム	1系列 [※]	J. 統合原子炉TV監視システムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	統合原子炉TV監視システム	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	防火ネットワークシステム	1系列 [※]	K. 防火ネットワークシステムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	防火ネットワークシステム	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	IP電話		L. IP電話は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	IP電話	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	IP-FAX		M. IP-FAXは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	IP-FAX	1ヶ月に1回	電気修繕部長

変更後

表 85-20-20 通信連絡を行うために必要な設備

機能	設備	所蔵数・運用モード （条数）	要件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
遠隔操作 格納炉	衛星電話（固定）	21台	A. 動作可能な衛星電話（固定）は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日 [※]	衛星電話（固定）、緊急時衛星通報システム、IP電話およびIP-FAXによる通信連絡の実施。	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	衛星電話（携帯）	16台	B. 動作可能な衛星電話（携帯）は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	衛星電話（携帯）、緊急時衛星通報システム、IP電話およびIP-FAXによる通信連絡の実施。	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	衛星電話（可搬）	1台	C. 動作可能な衛星電話（可搬）は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システム、IP電話およびIP-FAXによる通信連絡の実施。	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	トランシーバー	90台	D. 動作可能なトランシーバーは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	トランシーバー	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	携帯用無線機	36台	E. 動作可能な携帯用無線機は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	携帯用無線機	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	安全ハラメータ表示システム（SPDS）	1系列 [※]	F. 安全ハラメータ表示システムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	安全ハラメータ表示システム（SPDS）	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	安全ハラメータ伝送システム	1系列 [※]	G. 安全ハラメータ伝送システムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	安全ハラメータ伝送システム	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	SPDS表示装置	4台	H. SPDS表示装置は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	SPDS表示装置	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	緊急時衛星通報システム	4台	I. 緊急時衛星通報システムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	緊急時衛星通報システム	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	統合原子炉TV監視システム	1系列 [※]	J. 統合原子炉TV監視システムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	統合原子炉TV監視システム	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	防火ネットワークシステム	1系列 [※]	K. 防火ネットワークシステムは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	防火ネットワークシステム	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	IP電話		L. IP電話は、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	IP電話	1ヶ月に1回	電気修繕部長
	IP-FAX		M. IP-FAXは、当該設備を動作可能な状態に電化する。	1. 2. 3. および4.	10日	IP-FAX	1ヶ月に1回	電気修繕部長

記載の適正化（線種の変更）

理由

変更前

85-20-1 通信連絡（続き）

項目	設備	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間	項目	頻度	担当
電源運用設備	電源監視装置 (固定)	2.1台	※1 動作可能な電源監視装置 (監視装置)が1台未満の場合、監視装置を運用可能な状態に復旧する措置を開始する。	監視装置 (固定) 1台に1台未満の場合、監視装置を運用可能な状態に復旧する措置を開始する。	1ヶ月に1回	監視装置 (固定)	1ヶ月に1回	電気修繕係長
	電源監視装置 (携帯)	1.6台	※2 電源監視装置は、代替措置 ^{※6} を講ずる。また、電源監視装置の運用に支障を及ぼす可能性がある場合は、電源監視装置の運用を停止する措置を開始する。	電源監視装置 (携帯) および1P-FAXによる通信手段による通信手段の運用に支障を及ぼす可能性がある場合は、通信手段の運用を停止する措置を開始する。	1ヶ月に1回	電源監視装置 (携帯)	1ヶ月に1回	電気修繕係長
	トランシーバ	9.0台				トランシーバ		
	運行監視装置	3.6台				運行監視装置		
	安全アラーム表示システム (SPDS)	1系列 ^{※2}				安全アラーム表示システム (SPDS)		
	安全アラーム表示システム	1系列 ^{※2}				安全アラーム表示システム		
	SPDS表示装置	4台				SPDS表示装置	1ヶ月に1回	計装修繕係長
	緊急時衛星通信システム	4台				緊急時衛星通信システム		
	緊急時衛星通信システム	4台				緊急時衛星通信システム		
	緊急時衛星通信システム	1系列 ^{※2}				緊急時衛星通信システム		
	IP電話					IP電話		
	IP-FAX					IP-FAX		
	X					X		
	電源室 (緊急時対策用)					電源室 (緊急時対策用)		
	燃料油貯蔵タンク					燃料油貯蔵タンク		
	タンクローリー					タンクローリー		
	空冷非常用発電装置					空冷非常用発電装置		
	空冷非常用発電装置 用燃料油タンク					空冷非常用発電装置 用燃料油タンク		

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計乗数、系統数。
 ※2：安全アラーム表示システム (SPDS) および安全アラーム表示システム (SPDS) により有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能なことをいう。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。
 ※3：監視装置 (携帯) の運用に支障を及ぼす可能性がある場合は、監視装置の運用を停止する措置を開始する。また、監視装置の運用に支障を及ぼす可能性がある場合は、監視装置の運用を停止する措置を開始する。
 ※4：安全アラーム表示システム (SPDS) および安全アラーム表示システム (SPDS) により有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能なことをいう。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。
 ※5：安全アラーム表示システム (SPDS) および安全アラーム表示システム (SPDS) により有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能なことをいう。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。
 ※6：緊急時衛星通信システム (SPDS) および安全アラーム表示システム (SPDS) により有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能なことをいう。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。

変更後

85-20-1 通信連絡（続き）

項目	設備	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ^{※3}	完了時間	項目	頻度	担当
電源運用設備	電源監視装置 (固定)	2.1台	※1 動作可能な電源監視装置 (監視装置)が1台未満の場合、監視装置を運用可能な状態に復旧する措置を開始する。	監視装置 (固定) 1台に1台未満の場合、監視装置を運用可能な状態に復旧する措置を開始する。	1ヶ月に1回	監視装置 (固定)	1ヶ月に1回	電気修繕係長
	電源監視装置 (携帯)	1.6台	※2 電源監視装置は、代替措置 ^{※6} を講ずる。また、電源監視装置の運用に支障を及ぼす可能性がある場合は、電源監視装置の運用を停止する措置を開始する。	電源監視装置 (携帯) および1P-FAXによる通信手段による通信手段の運用に支障を及ぼす可能性がある場合は、通信手段の運用を停止する措置を開始する。	1ヶ月に1回	電源監視装置 (携帯)	1ヶ月に1回	電気修繕係長
	トランシーバ	9.0台				トランシーバ		
	運行監視装置	3.6台				運行監視装置		
	安全アラーム表示システム (SPDS)	1系列 ^{※2}				安全アラーム表示システム (SPDS)		
	安全アラーム表示システム	1系列 ^{※2}				安全アラーム表示システム		
	SPDS表示装置	4台				SPDS表示装置	1ヶ月に1回	計装修繕係長
	緊急時衛星通信システム	4台				緊急時衛星通信システム		
	緊急時衛星通信システム	4台				緊急時衛星通信システム		
	緊急時衛星通信システム	1系列 ^{※2}				緊急時衛星通信システム		
	IP電話					IP電話		
	IP-FAX					IP-FAX		
	X					X		
	電源室 (緊急時対策用)					電源室 (緊急時対策用)		
	燃料油貯蔵タンク					燃料油貯蔵タンク		
	タンクローリー					タンクローリー		
	空冷非常用発電装置					空冷非常用発電装置		
	空冷非常用発電装置 用燃料油タンク					空冷非常用発電装置 用燃料油タンク		

※1：1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計乗数、系統数。
 ※2：安全アラーム表示システム (SPDS) および安全アラーム表示システム (SPDS) により有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能なことをいう。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。
 ※3：監視装置 (携帯) の運用に支障を及ぼす可能性がある場合は、監視装置の運用を停止する措置を開始する。また、監視装置の運用に支障を及ぼす可能性がある場合は、監視装置の運用を停止する措置を開始する。
 ※4：安全アラーム表示システム (SPDS) および安全アラーム表示システム (SPDS) により有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能なことをいう。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。
 ※5：安全アラーム表示システム (SPDS) および安全アラーム表示システム (SPDS) により有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能なことをいう。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。
 ※6：緊急時衛星通信システム (SPDS) および安全アラーム表示システム (SPDS) により有線系、無線系または衛星系回線内で所内および所外へ伝送可能なことをいう。統合原子力炉ネットワークに接続する遠隔監視設備 (3号炉および4号炉) において運転上の制限を定める。

記載の適正化（線種の変更）

理由

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(特重施設を構成する設備) 第 8 5 条の 2 3 号炉および 4 号炉について、次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表 8 5 の 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(特重施設を構成する設備) 第 8 5 条の 2 3 号炉および 4 号炉について、次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表 8 5 の 2 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>記載の適正化（線種の変更）</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
		記載の適正化（線種の変更）

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理 由
	<p>附 則（ 年 月 日 第 号 ） （施行期日） 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。記番号は改正日に設定する。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、30日を超えない範囲で施行する。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連)</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>3 火山影響等、降雪および地滑り※¹発生時 (中略)</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地震 (中略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止 原子力技術部門統括（原子力技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。 (b) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。 (中略)</p>	<p>3 火山影響等、降雪および地滑り※¹発生時 (中略)</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>4 地震 (中略)</p> <p>4. 7 その他関連する活動 (中略)</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。 (b) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。 (中略)</p>	<p>理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>5 津 波</p> <p>(中略)</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(中略)</p> <p>6 竜 巻</p> <p>(中略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>5 津 波</p> <p>(中略)</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(中略)</p> <p>6 竜 巻</p> <p>(中略)</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理し ていくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19 に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21 から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容 等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当 たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子炉安全・技術部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等 について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重 大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誂奏、かつ最優先に行うことを 任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示 を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策 本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指 示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計4名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事 項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長 の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のため の活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故 等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの 要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援 に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定す</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故等発生時または大規模損壊発生時に対処しうる体制を維持管理し ていくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等を、表-1から表-19 に、APC等による大規模損壊発生時における特重施設による対応に必要な運用手順を表-21 から表-31に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容 等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当 たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子炉安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す重大事故等発生時におけ る原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認 を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重 大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を誂奏、かつ最優先に行うことを 任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示 を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策 本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指 示を行う。</p> <p>エ 非常召集可能圏内に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計4名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事 項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長 の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のた めの活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のため の活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故 等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの 要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発 生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>るとともに、計画に基づき、本店が行う支援助に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p> <p>(4) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センターを含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設営、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(7) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(1) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>1. 2項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援助に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 (1) 体制の整備</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を発令する。</p> <p>(4) 社長は、原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子力施設事態即応センターを含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子力災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子力緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子力部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子力設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、本店対策本部の設営、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(7) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(1) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力設備班を統括する。</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>ウ 原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。 (中略)</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルート確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、<u>原子力発電電部門統括</u>、<u>原子力技術部門統括</u>（<u>原子力技術</u>）および<u>原子力技術部門統括</u>（<u>土木建築</u>）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (中略)</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が充足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられること</p>	<p>ウ 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。 (中略)</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課(室)長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）、<u>原子力安全・技術部門統括</u>（<u>土木建築</u>）および<u>原子力発電電部門統括</u>は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項 (中略)</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が充足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括（<u>原子力安全・技術</u>）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられること</p>	<p>組織改正に伴う変更（原子力安全部門と原子力技術部門の統合）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>ができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>組織改正に伴う変更(原子力安全部門と原子力技術部門の統合)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならない場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(1) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全部門統括は、「添付3 1.2(3)支援に係る事項」で定める支援に係る事項</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(4) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならない場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子力災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子力緊急時対策・非常災害対策統合本部（以下、「統合本部」という。）を設置する。</p> <p>統合本部の本部長は原子力緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子力災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(1) 外部支援体制の確立</p> <p>原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、「添付3 1.2(3)支援に係る事項</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>と同様に他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>項」で定める支援に係る事項と同様に他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1項から2. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p></p>